

(附表) 「知的財産推進計画2017」(案) 工程表

項目番号	2017本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
I. 第4次産業革命(Society5.0)の基盤となる知財システムの構築								
1. データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築								
1	○	データ利用に関する契約の支援	データ利活用に関する契約の締結を促し、かつその内容を適正なものとする観点から、データ創出への寄与度等に応じて適正に利用権限などに関して取り決めるための留意点を整理し、契約ガイドライン等を策定することにより、データ利用に関する契約の在り方について具体的に検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	データ創出への寄与度等に応じて適正に利用権限などに関して取り決めるための留意点を整理し、契約ガイドライン等の策定を行うとともに、その普及、活用促進等に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
2	○	健全なデータ流通基盤の構築	情報セキュリティ確保のための取組や、ネットワーク投資、標準化、人材育成などの環境整備を進める。(短期・中期)	総務省	各種ガイドラインの普及などの情報セキュリティ確保のための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				経済産業省	各種ガイドラインの普及や情報セキュリティに係る認証制度の利用促進などの情報セキュリティ確保のための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				総務省	関連する技術や製品の実装の促進を目指し、ソフトウェア・仮想化技術等の活用によって膨大なIoT機器等を迅速・効率的にネットワークに接続するための最適制御技術の実用化に向けた開発・実証実験を実施。 IoT時代を支えるネットワークを運用・管理する人材の育成を目的に、スキルセットの明確化、実習訓練環境の整備、スキルの認定制度の在り方と推進体制の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				総務省	多様なIoTサービスを創出するため、膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤技術の開発を行うとともに、産学官連携による推進体制の下、先進的な社会実証を実施し、国際標準化に向けた取組を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				総務省	オープンデータ化した公共データの利活用を推進するため、中小企業のICT技術者を中心に、データ利活用スキルに係る実習教材を開発。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

			多種多様かつ大量のデータの分野横断的なデータ流通を実現するため、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組みである「PDS (Personal Data Store)」や「情報銀行」、データの需要と供給のマッチングや適切な利益還元を促進するための「データ取引市場」などの社会実装に向けて、官民が連携した実証実験等に取り組むとともに必要な支援策や制度整備を検討する。(短期・中期)	内閣官房	官民が連携した実証実験を実施しつつ、情報銀行等の実装に向けた検討を継続。	必要な支援策、制度整備や見直し等について、実証実験の結果や諸外国の検討状況等を踏まえて検討。
			関係府省			
			内閣府	官民が連携した実証実験を注視しつつ、データの需要と供給のマッチングや適切な利益還元の促進に向けた検討を実施。		
3	○	公正な競争秩序の確保	価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、データの不正取得の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、次期通常国会への法案提出を視野に、産業構造審議会知的財産分科会での議論を加速させ、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)	経済産業省	新たな不正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、次期通常国会への法案提出を視野に入れ産業の実態を踏まえた検討を行う。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
4	○	データ構造の特許審査に係る事例の周知	IoTやAIなどの技術の進展に伴って創出されるデータ構造について、特許取得の予見性を高めるために2016年度に公表したデータ構造に関する特許審査事例を、国内外のユーザーに広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	2016年度に公表したデータ構造に関する特許審査事例を、全国で開催される実務者説明会、業界団体向け説明会、外国の知財関連団体との意見交換会等を通じて、国内外のユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

5	○	利活用促進のための制限のある権利に関する検討	価値あるデータの収集・蓄積・保管等に関する投資インセンティブを確保しつつ、オープンな利活用を促すため、制限のある権利については、データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討する。(短期・中期)	内閣府	制限のある権利については、データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、引き続き検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
6	○	データ利活用に関連する競争確保などの観点からの論点整理	データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点の整理について検討を進める。(短期)	公正取引委員会 経済産業省	有識者からなる検討会等において、公正かつ自由な競争環境の確保やイノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点を検討。	
7	○	学習用データの作成の促進に関する環境整備	我が国のAIの作成の促進に向け、特定当事者間を超えて学習用データを提供・提示する行為について、新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進める。(短期・中期)	文部科学省	新たな時代のニーズに対応した柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会著作権分科会にて得た結論を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			国及び地方公共団体等が保有するデータのオープンデータ化及びその利活用を推進する。(短期・中期)	内閣官房	官民データ活用推進基本法を踏まえ、安全・安心・個人情報に配慮しつつオープンデータを強力で推進する。IT戦略本部の下、官民の専門家からなる司令塔を設置して民間ニーズに即して重点分野を定め、2020年までを集中取組期間として必要な施策を推進する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

8		オープンサイエンスに対応する知財システムの検討	公的研究資金による研究成果や研究データのオープン化と利活用を促進するため、データの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供、また、研究データ及び当該データを格納するデータベース構築と情報サービス提供に向けた考え方などについて引き続き検討を行う。(短期・中期)	内閣府	G7等における国際的な議論の動向を注視し、国際的なデータ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などに関する事例を収集し、オープンサイエンス推進について引き続き検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			研究データの再利用による研究リソースを最大化するため、研究データシェアリングのプラットフォーム構築について引き続き検討を行う。(短期・中期)	関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				文部科学省	研究データシェアリングのプラットフォームの構築及び効果的な運用に必要な技術的・制度的な整備について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
9	○	学習済みモデルの適切な保護と利活用促進	学習済みモデルの保護については、AIの技術の変化等を注視するとともに、まずは、契約による適切な保護の在り方について、具体的に検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	学習済みモデルを含むデータの利用権限の取決めに関する留意点を整理し、契約ガイドラインの策定等必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			学習済みモデルの特許化する際の具体的な要件や特許発明の保護される範囲について、検討を進める。(短期・中期)	内閣府	学習済みモデルの契約上の取扱いに関して具体的な事例を収集し、課題の把握・検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				経済産業省	産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループにおける検討を経た学習済みモデルの特許審査事例について、国内外のユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
10	○	AI生成物の知財制度上の在り方の検討	AI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握を行うとともに、AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方や、AI生成物が問題となる可能性について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討する。(短期・中期)	内閣府	AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方や、AI生成物が問題となる可能性について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例を収集し、必要な検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

11	○	イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討	著作権法における柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会著作権分科会の報告書を受け、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定の整備を行うため、「推進計画2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。また、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンス環境の整備促進等の必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	新たな時代のニーズに対応した柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会著作権分科会にて得た結論を踏まえ、速やかに法案提出を行う。また、ガイドラインの策定等、法の運用環境の整備のための必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
12	○	著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる充実	権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすることとし、「推進計画2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のため、民間団体と協力して2016年10月から行った負担軽減の効果を検証する実証事業の結果を踏まえ、引き続き必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託を一定の場合に後払いを可能とすることについて、文化審議会著作権分科会にて得た結論を踏まえ、速やかに法案提出を行うとともに、利用者による権利者探索コストの低減のために必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

13	○	円滑なライセンス体制の整備・構築	著作物等の利用円滑化の観点から、2015年度及び2016年度に行った拡大集中許諾制度に係る調査研究の結果を踏まえ、具体的課題について検討を進める。(短期・中期)	文部科学省	拡大集中許諾制度の導入について、調査研究の内容を踏まえ、具体的課題について検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。併せて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施する。(短期・中期)	文部科学省	既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」(仮称)など、民間におけるライセンスのための環境の整備・構築に係る取組に対して、その具体化に向け必要な支援をさらに行う。(短期・中期)	文部科学省	円滑なライセンス環境の整備・構築に向け、権利の集中管理等、契約処理のスキームを発展させるための民間における取組が促進されるよう、必要に応じ支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」(仮称)など、民間におけるライセンスのための環境の整備・構築に係る取組に対して、その具体化に向け必要な支援をさらに行う。(短期・中期)	経済産業省	コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用を促進するため、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
14	○	持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備	クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	関係府省と連携しながら、クリエイターへの適切な対価の還元という観点から、私的録音録画補償金制度について、文化審議会著作権分科会において引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含めて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための方策について、諸外国における類似制度の状況や関係団体等の意見を踏まえた上で、関係府省と連携しながら検討。	経済産業省	クリエイターへの対価還元がなされ、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための方策について、諸外国における類似制度の状況や関係団体等の意見を踏まえた上で、関係府省と連携しながら検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

15	○	教育の情報化の推進	ICT活用教育における著作物の円滑な利活用に向けて、文化審議会著作権分科会報告書(2017年4月)を受け、授業の過程における著作物等の公衆送信の円滑化について、新たに補償金請求権付の権利制限規定を整備するなど必要な措置を講ずる。教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有については、より詳細なニーズを把握した上で、引き続き検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	授業の過程における著作物等の公衆送信の円滑化について、文化審議会著作権分科会の結論を踏まえ、現行の権利制限の対象となっていない範囲を補償金請求権付の権利制限の対象として公衆送信に関する規定を整備。教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有については、より詳細なニーズを把握した上で、引き続き検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンス環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンス環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			デジタル教科書の有する公共性等を考慮し、その学校教育制度上における位置付けを踏まえ、デジタル教科書についても、公表された著作物の掲載が必要な限度で認められるよう、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	デジタル教科書に関する学校教育制度上の見直しの状況を踏まえ、教科書に係る権利制限の見直しについて検討し、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

項目番号	2017本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
2. 知財システム基盤の整備								
16	○	適切かつ公平な証拠収集手続の実現	書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度及び中立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に導入できるようにする制度の導入について、次期通常国会への法案提出を視野に、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)	経済産業省	次期通常国会への法案提出を視野に、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を実施。	左記の状況を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。		
17	○	ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現	適切な損害賠償額の実現や知財価値の適正な評価に向けて、証拠収集手続の強化を通じてより適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えるとともに、内外の実態把握を引き続き行い、産業界、法曹界、学界など関係者の多様な意見を踏まえつつ、必要な対応を検討する。(短期・中期)	内閣府	知財価値の適正な評価に関する国内外の実態把握を引き続き行い、産業界、法曹界、学界など関係者の多様な意見を踏まえつつ、必要な対応を検討	左記の検討結果を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
				経済産業省	損害賠償額の認定に関する国内外の実態把握を引き続き行い、産業界、法曹界、学界など関係者の多様な意見を踏まえつつ、必要な対応を検討			
				関係府省		左記の検討結果を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		

18		権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上	権利の安定性の向上について、安定した質の高い特許を増やしていく観点から、特許の出願人等に一層の対応を促すとともに、特許庁における審査品質向上のための取組の一層の充実を図る。また、権利の早期安定化のために導入した特許異議申立制度の効果について確認するとともに、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況について注視する。(短期・中期)	経済産業省	出願人等とのコミュニケーションの機会を利用して、安定した質の高い特許取得への対応を引き続き促す。 特許要件等の判断を統一するための審査官協議等、審査品質向上のためのこれまでの取組を引き続き推進。 特許異議申立制度の効果について確認するとともに、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況について注視する。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
19	○	標準必須特許に関するADR制度の検討	IoTが普及する中、社会インフラとなるような規格の円滑な利用を進めるため、社会的影響の大きい標準必須特許の適切なライセンス料を決めるADR制度(標準必須特許裁定)について、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、次期通常国会への法案提出を視野に検討を進め、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)	経済産業省	次期通常国会への法案提出を視野に、産業界や有識者を交えた審議会等において具体的に検討を進め、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。

20	○	裁判外紛争解決 手続(ADR)の拡 充・活性化	<p>知財紛争を含む紛争の当事者が適切な紛争解決手続を容易に選択できるよう、知財紛争の「裁判外の紛争解決手続(ADR)」を取り扱う者からの認証ADR(愛称:かいけつサポート)に関する相談を通じて認証申請を促すことにより、ADRの拡充及び活性化を図る。また、適正な審査による認証を行うことや認証ADR実施者に関する情報をより広く周知することにより、「認証ADR」の実施者の拡充とその利用の活性化を図る。(短期・中期)</p>	法務省	<p>認証ADR実施者の拡充を図るべく、認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることを通じて、知財紛争のADRを取り扱う者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を引き続き実施。</p> <p>また、認証ADRの利用の活性化を図るため、インターネット広告等を活用した周知を引き続き実施。</p>	引き続き、左記の取組を実施。	
			<p>IoTが普及する中、ライセンス交渉や紛争処理に要するコストが大きくなっていることを踏まえ、多様な特許を巡る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、中小企業やベンチャーを含む多様な企業の請求に基づいて調整を行うADR制度(あっせん)について検討を進め、既存のADR制度との関係を整理しつつ、2017年度中に具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)</p>	経済産業省	<p>産業界や有識者を交えた審議会等において具体的に検討を進め、既存のADR制度との関係を整理しつつ、2017年度中に具体的な結論を得て、必要な措置を実施。</p>	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。	
21		国際仲裁の活性化	<p>知財紛争をはじめ、増加する国際的な企業間等の紛争の解決が促進されるよう、我が国の国際仲裁の利用を活性化させるため、国際仲裁の担い手の養成支援等を含め、必要な基盤整備に向けた具体的な検討・取組を進める。(短期・中期)</p>	法務省	<p>国際仲裁に関する情報収集等を通じて、その国際的な動向を注視しつつ、関係府省との間で、必要な検討を継続。</p>	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			関係府省				

22	○	中小企業等支援	<p>中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について引き続き取り組む。(短期)</p>	経済産業省	<p>中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について、引き続き実施。</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施</p>
			<p>地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実に図る。(短期・中期)</p>	法務省	<p>日本司法支援センターにおいて、国民からの問い合わせに対し、弁護士会、日本弁理士会等の関係機関を紹介する等の協力を実施。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施</p>
			<p>中国、韓国及びASEAN諸国を含むアジア地域の司法関係者等を招へいの上、知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催することにより、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。(短期)</p>	経済産業省	<p>日本弁理士会の提供する弁理士ナビを地方の中小企業等に向けて周知する活動を実施。</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
23	○	知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議の開催	<p>中国、韓国及びASEAN諸国を含むアジア地域の司法関係者等を招へいの上、知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催することにより、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。(短期)</p>	法務省	<p>アジア地域の司法関係者等を招へいの上、知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議を開催。</p>	
			<p>中国、韓国及びASEAN諸国を含むアジア地域の司法関係者等を招へいの上、知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催することにより、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。(短期)</p>	経済産業省		

24	○	知財関係法令の海外発信及び他国における紛争処理の状況の調査	我が国の知財関係等の法令の透明性を高め、我が国の企業が知的財産を武器に国際的な事業活動を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、ニーズも踏まえつつ、我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳の迅速な作成・公開を推進し、海外発信する。(短期・中期)	法務省	我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳の迅速な作成・公開を推進し、海外発信を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
			知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、主要国の裁判所・特許庁における解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体に関する制度・実態等を注視しつつ、これまでの調査結果について、引き続き、ホームページ上で公開するなど広く発信する。(短期・中期)	法務省	主要国における裁判所・特許庁における解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解等の知財紛争処理システム全体に関する制度・実態等の調査結果について、引き続き、ホームページ上で公開(2017年度は、オランダの調査結果を公開予定)	引き続き、左記の取組を実施。
25	○	特許審査体制の整備・強化	新技術に対応した権利取得を支援する観点から、IoT関連技術に精通した審査官の知見を活用し、協働して審査を行うための審査グループを新設するなど、審査体制の整備・強化を行う。(短期・中期)	経済産業省	IoT関連技術に精通した審査官の知見を活用し、協働して審査を行うための審査グループを新設するなど、審査体制の整備・強化を実施。	引き続き、左記の取組を実施。

26	○	先行技術の検索環境整備	2016年11月に新設したIoT関連技術を抽出する特許分類について、開発動向の把握、特許取得の予見性の更なる向上等のために、業種・用途別に分類を細分化した上で日本文献に付与を行っていく。また、当該特許分類によって他国の文献も抽出可能となるように、分類の国際標準化に向けて議論を続ける。(短期・中期)	経済産業省	IoT関連技術を抽出する特許分類について、業種・用途別の細分化を実施し、日本文献に対して付与を開始。また、分類が国際標準となるよう他国特許庁との議論を継続。	引き続き、分類の国際標準化に向けて他国特許庁との議論を継続。
			標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、各標準化機関と連携し、順次、機関から標準提案文書等の提供を受け、その検索環境の整備を進める。(短期・中期)	経済産業省	標準提案文書等を特許庁が特許審査に利用する許諾を得るための交渉を標準化機関(ITU、ISO等)と実施。	左記の実施状況を踏まえ、他の標準化機関との交渉を促進。
27	○	IoT関連発明の特許取得・活用のための情報提供の充実	特許取得の予見性を一層向上させる観点から、様々な技術分野に適用されるIoTなどの新たな技術について、これまで公表したIoT関連の特許審査事例を国内外のユーザーに広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	これまで公表したIoT関連の特許審査事例を、全国で開催される実務者説明会、業界団体向け説明会、外国の知財関連団体との意見交換会等を通じて、国内外のユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			取得した権利を有効活用する観点から、IoTを活用したビジネス関連発明の特許の活用方法の整理を行い、その結果を国内外に発信する。(短期・中期)	経済産業省	IoTを活用したビジネス関連発明の特許の活用方法の整理を行い、その結果を公表。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
			IoT関連発明に密接に関連するソフトウェア関連発明に係る審査基準等の明確化のための点検を行い、その結果を国内外に発信する。(短期・中期)	経済産業省	IoT関連発明に密接に関連するソフトウェア関連発明に係る審査基準等を明確化のために点検し、その結果を国内外への発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

28	○	世界最速・最高品質の審査及びその結果の発信	<p>我が国の産業の競争力を維持・向上し、国際社会で確たる地位を占め続けるため、世界最速・最高品質の審査を実現し、その審査結果を国内外へ早期発信する必要があることから、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にするとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与するため、審査官の確保などの特許審査体制の更なる整備・強化を行う。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)について平均14～16か月とし、「一次審査通知までの期間」について平均9～11か月とするともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与することにより、質の高い審査結果を国内外へ早期に発信し、世界をリードするため、審査官の確保などの特許審査体制の更なる整備・強化を実施。</p>	<p>審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にする目標に向けて審査の迅速化を進めるとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与することにより、質の高い審査結果を国内外へ早期に発信し、世界をリードするため、審査官の確保などの特許審査体制の更なる整備・強化を実施。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施。</p>
			<p>戦略的な知財マネジメントの実践に向けて事業において活用される知的財産権のタイムリーな取得を支援するため、特許、意匠、商標に関する出願を一括して審査・権利化する「事業戦略対応まとめ審査」の更なる周知と利用の促進を図る。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>全国で開催される実務者向け制度説明会や業界団体・企業との意見交換の機会等を利用して、事業戦略対応まとめ審査の更なる周知と利用の促進を図る。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施。</p>	
			<p>我が国の特許審査の審査結果のグローバル発信をより一層強化するため、特許審査官が拒絶理由通知等を作成する際に提示した引用文献に関する詳細な情報を、国内外の出願人や外国庁審査官に分かりやすい形で提供する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>我が国の特許審査の審査結果のグローバル発信をより一層強化するため、特許審査官が拒絶理由通知等を作成する際に提示した引用文献に関する詳細な情報を、国内外の出願人や外国庁審査官に分かりやすい形で提供を開始。</p>	<p>左記の状況を踏まえ、改善を検討しつつ継続的に実施。</p>	

29	○	意匠制度・運用の見直しの検討	我が国企業がデザインを生かしたブランディングに関する適切な知見等を身につけ、企業のブランド価値を意匠などの知的財産によって適切に保護することを通じて、国際的な競争優位性を形成することができるよう、我が国企業の産業競争力強化に不可欠となる企業のブランディングに資するデザイン振興のあり方と制度整備について検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	我が国企業のブランディングに資するデザインの振興及び保護制度のあり方について検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
30	○	商標制度・運用の普及及び検討	社会情勢などの変化に対応し、商標審査の予見可能性を向上させるとともに、ユーザーにとって明確かつ分かりやすい内容とする目的で改訂された商標審査基準を英訳し、特許庁のウェブサイトを通じて海外ユーザーへの周知を図る。また、国別の受入研修や意見交換などの機会を通じて我が国における商標審査基準の普及と浸透を図る。(短期・中期)	経済産業省	商標審査基準の改訂の結果も踏まえ、商標審査便覧及び審査上の取決めを整理。	新しいタイプの商標の審査内容についての実態分析を行い、商標審査基準等の改訂を視野に入れて検討。	左記の検討結果を踏まえ、商標審査基準等を改訂。 また、商標審査基準が改訂された場合、英訳して公表し、海外ユーザーへの周知を図る。	商標審査基準の改訂の結果も踏まえ、商標審査便覧及び審査上の取決めを整理。
			一部の者から、手続上の瑕疵のある商標登録出願が大量に行われ、後願者が商標登録出願を断念するなどの混乱が一部生じており、その対応を検討する。(短期・中期)	経済産業省	一部の出願人から、出願手数料の支払いのない、手続上の瑕疵のある商標登録出願が大量に行われていることについて、その対応を検討。	左記の状況を踏まえ、引き続き検討。		

31	○	第4次産業革命時代の知財システムについての情報の発信・共有	第4次産業革命による産業構造の変化が世界規模の現象であることに鑑み、第4次産業革命に対応した知財システムの我が国における検討状況や整備状況について諸外国にも発信しつつ、国際的な協調や調和を促す。また、当該取組を通じて、海外知財庁間においても情報が共有されるよう促す。(短期・中期)	経済産業省	第4次産業革命による産業構造の変化が世界規模の現象であることに鑑み、五大特許庁長官会合等において、第4次産業革命に対応した知財システムの我が国における検討状況や整備状況について諸外国にも発信しつつ、国際的な協調や調和を促す。また、当該取組を通じて、海外知財庁間においても情報が共有されるよう促す。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
32	○	新興国等への我が国知財システムの普及と浸透	今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、我が国の審査官を始めとする知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。(短期・中期)	経済産業省	今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣及び受入、審査結果・審査基準の発信強化等、特許・意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメイドな連携・協力を強化し、我が国の知財システムの普及と浸透を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。(短期・中期)	法務省	JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を通じて、インドネシア最高裁判所及び同国法務人権省の職員等を対象とした本邦研修、現地セミナー等を実施。同プロジェクトの進展状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援を実施。JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」において、大学教授、元裁判官等で構成する支援委員会を軸に、日弁連知財センターなどとも連携し、知的財産裁判制度設立に向けた支援(人材育成を含む)を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	新興国等の司法関係者等に対し、知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援し強化する目的で研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

				外務省	JICAにおいて、途上国における知的財産の保護・活用のための包括的な知的財産行政の円滑な運営及び執行(司法手続きの確立含む)に資するため、人材育成を中心に技術協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
33	○	海外展開を図る我が国企業の権利取得支援	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査ハイウェイの実効性の向上に向けた取組を進めるとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。合わせて、各国の実情を踏まえながら、特許の付与円滑化に関する協力の促進を図る。(短期・中期)	経済産業省	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査ハイウェイの実効性の向上に向けた取組を進めるとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。合わせて、各国の実情を踏まえながら、特許の付与円滑化に関する協力の促進を図る。	左記の状況を踏まえ、改善を検討しつつ継続的に実施。
34	○	海外知財庁との連携の推進	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国際調査において、各庁審査官が協働して調査を行う枠組みについて、海外知財庁と協力して検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国際調査において、各庁審査官が協働して調査を行う枠組みについて、海外知財庁と協力して検討。	左記の状況を踏まえ、必要事項を検討して、試行を実施。
			2015年度開始された日米協働調査試行プログラム(2年間)について、着実に運用するとともに、試行期間終了後の更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁との調整を進める。(短期・中期)	経済産業省	2015年度開始された日米協働調査試行プログラム(2年間)について、着実に運用するとともに、試行期間終了後の更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁と調整する。	左記の状況を踏まえ、必要事項を検討して、試行を実施しつつその在り方について検討。

35	○	我が国の商標制度の発信	我が国企業のグローバルなブランド戦略を支援するため、新しいタイプの商標に関する制度の導入等を予定している国に対して、国別の受入研修や意見交換などの機会を通じて我が国における制度導入の経験を共有する。(短期)	経済産業省	新しいタイプの商標の保護制度の導入等を検討している国に対して、受入研修や派遣研修といった各種の研修を実施し、また様々な意見交換の場等を利用して、我が国の新しいタイプの商標の保護制度導入時における課題やその解決方法等について共有を図る。	
36	○	商標の国際登録制度の利便性の向上に向けたWIPO及び海外知財庁との連携の推進	標章の国際登録に関するマドリッド議定書に基づく商標の国際登録制度の利便性の向上を図るため、世界知的所有権機関(WIPO)及び海外知財庁と協力し、未加盟国への加盟支援、加盟国における業務運用の改善などの課題の解決に向けた取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省	世界知的所有権機関(WIPO)及び海外知財庁と協力して、マドリッド制度担当職員向けの地域会合を開催する等、マドリッド議定書の未加盟国に対する加盟支援や加盟国における現在の業務運用の改善などの課題の解決に向けた取組を推進。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
37	○	通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化	今後の自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)などの二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)やTPP協定などの高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(短期・中期)	外務省 財務省 経済産業省 文部科学省 農林水産省 総務省 法務省	今後のFTA/EPAや投資協定などの二国間・多国間協定の交渉を通じて、我が国産業界の要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、ACTAやTPPなどの規定を基礎とした高い水準の知財保護が達成されるよう、積極的に働き掛ける。 我が国が既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。	引き続き、左記の取組を実施。

38	○	特許情報発信の強化	海外の特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて海外の特許文献の英語テキスト検索機能の整備を進める。(短期)	経済産業省	海外の特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて海外の特許文献の英語テキスト検索機能の整備を進める。	
39	○	特許行政事務の高度化・効率化	産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化や特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の質的・量的変化に適切に対応する。なお、特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、人工知能技術の活用を視野に入れたアクション・プラン(平成29年4月27日公表)に沿って、実証事業等を推進する。(短期・中期)	経済産業省	<p>世界最高の知財立国を目指し、引き続き、特許行政事務の高度化・効率化に取り組む。</p> <hr/> <p>(参考) 特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、人工知能技術の活用を視野に入れたアクション・プラン(平成29年4月27日公表)に沿って、実証事業等を推進。</p>	引き続き、左記の取組を実施。

項目番号	2017本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進								
40	○	官民の標準化体制強化	官民が連携して日本の優れた技術やサービスを活かした国際標準化を一層促進するため、官民の協力・連携体制を含め、基準認証制度の在り方について検討する。(短期・中期)	経済産業省 関係府省	規制関連省庁と標準策定関係機関との連携強化、工業標準化法の改正に関する検討等を通じて、官民の標準化体制を見直し、強化。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
41	○	社会システム・先端分野の国際標準化	デジュール標準だけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、国際標準化を推進するため、官民の標準化体制を強化する。具体的には、国内のトップランナーに合わせて標準の策定を行う「新市場創造型標準化制度」の活用や、先端的な優れた技術を有している産業技術総合研究所などの国立研究開発法人を活用し、業種横断プロジェクトとして組成すべき案件の検討を行う。例えば、スマートマニュファクチャリング分野では、フォーラム／コンソーシアムにおける議論を把握しつつ、リファレンスモデルを構築し、適切なデータの形式等を検討した上で、データ形式等について、ドイツなど関係諸国とも連携しつつ、国際標準化に取り組んでいく。(短期・中期)	経済産業省	標準化の重要性について、引き続き企業経営者等への普及・啓発を実施するとともに、業種横断的な分野における先進事業者の国際標準化を迅速に推進するため、産業技術総合研究所を始めとする国立研究開発法人の機能を強化。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

42	○	中堅・中小企業等の標準化の推進	<p>中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関などについての周知を引き続き進める。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>「標準化活用支援パートナーシップ制度」におけるパートナー機関等と連携し、中堅・中小企業等向けの標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを行い、標準化の意義や標準化の戦略的な活用事例を紹介するなど啓発活動を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会(JSA)とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略および知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>関係団体と一般財団法人日本規格協会(JSA)とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略および知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を支援する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>「新市場創造型標準化制度」、「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生推進交付金の活用等を通じて、地域における案件発掘・標準策定・活用支援を強化。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、更なるパートナー機関の活用・拡充など必要な取組を実施。</p>

43	○	中堅・中小企業等の海外認証取得支援	中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省	「海外輸出に係る認証取得支援事業」を通じて、中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
44	○	標準化人材の育成強化	国際標準化のための国際会議において国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修を引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	国際標準化機関(ISO/IEC)で国際幹事や議長等を担う専門人材を育成するため、若手を中心とする人材を対象としたヤングプロフェッショナル研修制度を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、標準化専門家、経営層及び標準化を支える弁理士などの専門人材からなる標準化人材を産学官で育成する。具体的には、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、大学と産業界が連携した複数大学にまたがる各産業のルール形成戦略についての新たな講座の開設等を推進する。(短期・中期)	経済産業省	2017年3月に策定した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、大学と産業界が連携した複数大学にまたがる各産業のルール形成戦略についての新たな講座の開設等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

			一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、本年3月に創設された標準に関する資格制度「規格開発資格制度」の普及を推進する。(短期・中期)	経済産業省	一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、「規格開発資格制度」の普及を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	弁理士との意見交換や調査等を実施し、これらを通じて、弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化に向けた検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
45	○	第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進	膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤の確立や実証等を推進するとともに、センサー等で集めた工場内のデータ等を共有・活用するスマート工場に関する先進システムの実証を2020年までに全国50か所で実施するなど、第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボットなどの分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進する。(短期・中期)	総務省	多様なIoTサービスを創出するため、膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤技術の開発を行うとともに、産学官連携による推進体制の下、先進的な社会実証を実施し、国際標準化に向けた取組を強化。	引き続き、左記の取組を実施。	
			情報通信分野における最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための体制整備、定期的な標準化会合への継続的な対応や海外のIoT関係団体との連携、若手国際標準化人材の育成等を実施するとともに、ICT分野の研究開発と国際標準化を一体的に推進する。(短期・中期)	経済産業省	大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化等、IoTの進展等に必要な技術の確立とその活用を推進するとともに、スマート工場に関する先進システムの実証を進める。また、自動走行システム、ロボットについては、ISOでの国際標準規格成立に向けた活動を実施するなど、第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボット等の分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進。	引き続き左記の取組を実施。スマート工場については、ISO又はIECへの国際標準提案を実施。また、自動走行システム、ロボットについては、ISOでの国際標準規格成立に向けた活動を実施。	スマート工場、自動走行システム、ロボットについては、ISO又はIECへの国際標準規格成立に向けた活動を継続するとともに、普及基盤構築の検討を推進。
				総務省	情報通信分野における最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための体制整備、定期的な標準化会合への継続的な対応や海外のIoT関係団体との連携、若手国際標準化人材の育成等を実施するとともに、ICT分野の研究開発と国際標準化を一体的に推進する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

46		伝統医療の国際標準化における取組	我が国の伝統医療の国際的な活用を見据え、伝統医療の国際標準化について、国際会議等において各国の取組を把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずる。(短期・中期)	厚生労働省	伝統医療の国際標準化の各国の取組を国際会議において把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずるとともに、必要な取組について検討。	引き続き、左記の取組を実施。	
47	○	総合知財戦略構築支援可能な人材育成	ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。(短期)	経済産業省	事例を用いた実践的な研修プログラムを活用し、中小・ベンチャー企業において、総合的な知財マネジメント戦略の構築を支援できる人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
48	○	グローバルな知財人材育成	世界を舞台に活躍できる知財マネジメント人材の育成のため、企業の経営幹部・幹部候補、経営企画部門や事業部門の管理職等向けに開発した教材類の民間セクターへの普及・活用を図る。(短期・中期)	経済産業省	世界を舞台に活躍できる知財マネジメント人材の育成のため、企業の経営幹部・幹部候補、経営企画部門や事業部門の管理職等向けに開発した教材類の民間セクターへの普及・活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
49	○	高度外国人材の呼び込み推進	2017年4月に見直された高度人材ポイント制を活用し、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進する。(短期・中期)	法務省	2017年4月に見直された高度人材ポイント制を活用し、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進。	引き続き、左記の取組を実施。	

50	○	秘密情報の保護 ハンドブック等の 充実・普及	情報のデジタル化が進み、 ネットを介してつながる環境 の進展を踏まえ、営業秘密 管理指針及び秘密情報の保 護ハンドブックの記載を充実 させるとともに、不正競争防 止法の制度や秘密情報の保 護ハンドブック等の普及・啓 発を実施する。(短期・中期)	経済産業省	情報のデジタル化に対応した営業秘密管理指 針及び秘密情報保護のハンドブックの改訂に関 する検討を進め、結論を得る。 秘密情報の保護に関する対策などを企業等へ 周知するため、「秘密情報の保護ハンドブック」 及びそれを活用いただけるようにまとめたパン フレット「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」 の普及・啓発を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
51	○	「大学における秘 密情報の保護ハ ンドブック」の普 及	大学が学生と雇用契約を締 結する等によって企業等との 共同研究で取り扱う秘密情 報を適切に管理することを明 記した「大学における秘密情 報の保護ハンドブック」の普 及・啓発を実施する。(短期・ 中期)	経済産業省	大学が学生と雇用契約を締結する等によって企 業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に 管理することを明記した「大学における秘密情 報の保護ハンドブック」の普及に向けた取組を 実施。	引き続き、左記の取組を実施。
52	○	営業秘密管理の ワンストップ支援 の拡充	営業秘密管理を含む知財戦 略の相談窓口及びポータル サイトにおいて、引き続き ホームページ上での情報発 信及び全国各地でのセミ ナー開催、eラーニングコンテ ンツの提供など、中小企業を 念頭に置いた普及・啓発を実 施する。(短期・中期)	経済産業省	企業における総合的知財戦略の取組を支援す るため、全国各地でのセミナーを開催するとと もに、ポータルサイトにおける情報をより充実。	引き続き、企業における総合的知財戦略の取組に対する支援を着実に実施。

53	○	営業秘密情報に係るタイムスタンプ情報の保管サービスの普及	営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウなどの電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するサービス(2016年度末開始)について、産業界等への普及・啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省	サービスの利用促進を図りつつ、サービスの運用を着実に実施。	引き続き、左記の取組を実施。
54	○	官民連携の促進	官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を開催するとともに、普及・啓発のため、情報提供を行う。(短期・中期)	経済産業省	官民フォーラムを開催するとともに、漏えい対策等について定期的な情報共有を行うために昨年度より官民フォーラムメールマガジン「営業秘密のツボ」の配信を開始し、引き続き普及・啓発のため、情報共有を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
55	○	捜査当局等との連携	「営業秘密官民フォーラム」の開催等を通じ、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等の連携の強化を進め、産業界に対する意識啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省 警察庁 法務省	関係府省等と連携して「官民フォーラム」を引き続き開催し、意識啓発を図るとともに、都道府県警察において指定された営業秘密保護対策官等と連携し全国でセミナーを開催するなど、現場の事業所レベルでの技術窃取に対する抑止力を向上。 また、「営業秘密110番」における警察庁へのつなぎ機能を引き続き強化。	引き続き、左記の取組を実施。

項目番号	2017本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進								
1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化								
56	○	農林水産省の知財戦略2020の推進	農林水産分野における知財戦略を推進するため、「農林水産省知的財産戦略2020」(2015年5月)に基づき、知財戦略を着実かつ強力に実施するとともに、定期的な検証を行い、必要に応じて戦略及び施策の見直しを行う。(短期・中期)	農林水産省	戦略の実施状況について、取りまとめ・検証を実施。		引き続き、左記の取組を実施。	
57	○	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の活用促進	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)保護制度の活用促進のため、引き続きGIの登録申請に係る相談を受け付ける窓口を整備するとともに、制度の普及・啓発、理解促進を進める。また、GI製品の円滑な流通を促進するため、広告、インターネット、外食メニュー等においても適正なGIマークの使用を進めることにより、GI製品のビジネス化の支援を図る。(短期・中期)	農林水産省	登録支援窓口の整備やアドバイス体制の充実を図るとともに、新たに、GI登録に当たって必要となる調査の実施等への支援や我が国のGI産品を国内外の関係者に知ってもらうため、情報発信を行うなど、制度の普及・啓発、理解促進を進める。 本省及び地方農政局等において、GI産品の不正表示等の監視体制を拡充し、登録生産者団体等における品質管理と疑義情報等に基づく不正表示等の監視を実施。 また、GI産品の円滑な流通を促進するため、広告、インターネット、外食メニュー等においても適正なGIマークの使用を進めることにより、GI産品のビジネス化の支援を図る。		各都道府県1産品以上の登録を目指し、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
58	○	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の海外での保護	二国間等の国際協定の締結により諸外国でも日本のGIを保護することが可能となる改正GI法に基づきGIの相互保護の推進を図るとともに、海外におけるGI産品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進する。(短期・中期)	農林水産省	改正GI法に基づく海外におけるGI相互保護に向けタイ王国とGIの相互保護に向けた試行的事業を推進するなど、GI保護制度を有する国との協力、交渉を進める。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

59	○	ブランド化の促進	農林水産分野における知的財産の保護・活用を促進するため、特許庁と連携し、特許庁が各都道府県に設置している知財総合支援窓口において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、農林水産分野の知的財産である地理的表示(GI)保護制度や品種登録制度の相談も一括で受け付け、「地理的表示(GI)保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援等の相談についても引き続き対応する。また、相談対応の充実を図り、地域ブランドの一層の推進を図るため、知財総合支援窓口の担当者等を対象とした農林水産分野の知的財産に関する研修等を実施する。(短期・中期)	農林水産省	農林水産分野における知的財産(GI、品種保護)の保護・活用を促進し、地域ブランドの一層の推進を図るため、地方農政局等と知財総合支援窓口との連携を推進するとともに、弁理士や知財総合支援窓口の担当者等を対象とした農林水産分野の知的財産に関する研修等を実施し、相談体制の充実を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			経済産業省	農林水産分野における知的財産の保護・活用を促進するため、各都道府県に設置している知財総合支援窓口において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、農林水産分野の知的財産である地理的表示(GI)保護制度や品種登録制度の相談も一括で受け付け、「地理的表示(GI)保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援等の相談についても引き続き対応。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
60	○	育成者権の権利範囲の判断基準の明確化等	種苗法における育成者権者の独占権の範囲を画する判断基準について、侵害の立証の適正化も含めて検討するほか、品種登録情報へのアクセスの在り方など、育成者権者に使いやすい制度になるよう検討を行う。(短期・中期)	農林水産省	種苗法の運用に係る論点について、実態を整理した上で、関係者に対するヒアリング、専門家を交えた検討等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
61	○	種苗法と商標法の関係整理	種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、その後に出願及び登録された商標との兼ね合いで、登録前に変更を余儀なくされる問題について対応策を検討する。(短期)	農林水産省	品種登録出願後に商標出願との兼ね合いで名称変更を余儀なくされた事例について論点を整理。	左記の状況を踏まえ、必要な調整を実施。	
				経済産業省	種苗法に基づき品種登録出願された品種名称が、その後に出願及び登録された商標との関係で、登録前に変更を余儀なくされる問題について、対応可能な取組を農林水産省と連携しながら検討。	左記の状況を踏まえ引き続き検討を行い、必要な取組を実施。	

62	○	種苗産業の海外展開支援の充実強化	我が国で開発された植物品種の海外での保護や侵害対策を強化するため、海外への品種登録出願への支援、侵害実態調査を行うなど総合的な対策を実施し、種苗産業の海外展開を推進する。(短期・中期)	農林水産省	我が国で開発された品種の保護を強化するため、海外への品種登録出願経費の支援を行うとともに、育成者権取得に向けた出願マニュアルの作成、相談窓口の設置等総合的な対策を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
63	○	品種登録審査結果の海外提供の無償化	我が国の植物品種の海外における品種登録を促進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する体制を整備する。(短期・中期)	農林水産省	引き続き、本取組に関心を持つ数カ国に無償提供体制確立に向けた働きかけを拡大。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
64	○	権利侵害対策支援の充実強化	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において実施しているDNA分析による品種識別サービスの対象作物に登録品種数が多いカーネーションが追加されたことを受け、侵害時に迅速に対処できるようカーネーションの登録品種の遺伝子型データベースを作成する。(短期・中期)	農林水産省	2016年度までに保存された、カーネーションの登録品種(保存品種)について、DNA抽出及び遺伝子型の解析を進め、2016年度に引き続き、遺伝子型データベースを作成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
65	○	育成者権の効力拡大	育成者権者の正当な利益を確保することで、新品種開発を促進するため、種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図る。(短期・中期)	農林水産省	農業者の自家増殖に関する検討会において決定した「自家増殖に育成者権の効力が及ぼす植物の基準」に従い、育成者権の効力が及ぶ植物候補を選定し、2017年3月に209種追加、植物範囲の更なる拡大を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

66	○	海外における品種の適切な保護	海外において品種保護が可能となるよう、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、東アジア諸国を対象として意識啓発セミナーや審査技術研修などの協力活動を実施し、これらの国々の植物品種保護に関する制度実施体制の整備を支援し、保護対象範囲等が広い1991年にジュネーブで改正された植物新品种保護に関する国際条約(UPOV条約)への加盟を促進する。(短期・中期)	農林水産省	東アジア各国の品種保護制度の整備・充実とその国際調和を図るため、各国の政策決定者による「東アジア植物品種保護フォーラム会合」を開催するとともに、意識啓発セミナーや審査技術研修などの協力活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
67	○	日本産酒類のブランド価値向上	日本産酒類のブランド価値向上のため、引き続き酒類の地理的表示(GI)保護制度の周知を徹底し、制度の活用促進を図る。また、酒類のGIについて、官民が連携して海外へ発信するなど認知度向上を図るとともに、酒類のGI制度を導入している国との間で、適切な保護に向けた枠組み作りを進めることにより、輸出促進に向けた環境整備を実施する。(短期・中期)	財務省	酒類製造業者へのGI制度の周知及びGIの指定を希望する産地に対して適切な支援を実施。 国内外の消費者に向けた酒類のGIの認知度向上のための取組を実施。 海外において日本産酒類のGIが保護されるよう国際交渉等を通じた各国への働き掛けを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
68	○	日本食・食文化の海外発信	日本食・食文化の魅力発信による日本産農林水産物の輸出促進を加速するため、海外における日本食・食文化への理解の深化を図るとともに、日本産食材を積極的に活用する海外レストランとの連携等を推進する。具体的には、多様なコンテンツを活用した魅力発信事業、日本食・食文化普及人材育成事業、海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業、日本産食材活用ネットワーク強化事業などの取組を実施する。(短期・中期)	農林水産省	海外の主要都市における日本食普及イベントや日本料理講習会の開催、日本食・食文化の普及を担う海外人材の活用や育成等により世界の食市場の開拓に取り組む。また、海外における「日本料理の調理技能認定制度」及び「日本産食材サポーター店認定制度」を推進し、日本食・食文化、日本産食材の魅力の海外発信を強化。	引き続き、左記の取組を実施。

69	○	JAS規格の戦略的な制定・活用と国際化の推進	我が国食料産業の競争力強化のため、我が国の強みのアピールにつながるJAS規格を戦略的に制定し、その活用を推進する。加えて、JAS規格の内容のアジア諸国等への浸透を図るとともに、JAS規格を足掛かりとした国際規格の制定を目指す。(短期・中期)	農林水産省	事業者のニーズを反映した強みのアピールにつながる規格を順次制定。また、規格作成、国際化対応が戦略的に行われるよう、規格についての普及・啓発、官民における人材育成などの環境整備を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を継続的に実施。	
70	○	農業生産分野における国際標準化戦略の推進	国際水準GAP認証の取得拡大を図る。また、日本発のGAP認証(JGAP Advance)について、国際規格化(GFSI承認取得)に向けた関係者への働きかけ等を官民が連携して推進する。(短期・中期)	農林水産省	日本発GAP認証(JGAPアドバンス)の仕組みについて、早期にGFSI承認を取得できるよう、官民一体となって働きかけ。また、日本発GAP認証の仕組みがアジアのデファクトスタンダードになるよう、先駆けてアジアへアピール。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
71	○	食料産業分野における国際標準化戦略の推進	HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point(危害要因分析・重要管理点))に関する研修の実施など我が国におけるHACCP普及のための支援体制の充実を図るとともに、日本発の国際的に通用するHACCPをベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について、官民が連携して推進する。(短期・中期)	農林水産省	HACCPを普及するため、人材の養成研修やHACCP手引書の作成への支援を実施。また、運営主体において、昨年開始した食品安全管理に関する認証について認証数を積み上げるとともに、認証の範囲の拡大を検討し、これを国際的に通用するものとしていくための支援を行う。	HACCPを普及するための取組を引き続き実施。また、国際的な食品安全管理の議論に参画するための支援を行う。	引き続き、左記の取組を実施。
72	○	水産分野における国際標準化の推進	小規模で多様な漁業が多種多様な魚種を利用している我が国水産業の実態等に対応し、コスト面等で取り組みやすい規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について官民が連携して推進し、輸出環境の整備等を図る。(短期・中期)	農林水産省	運営主体を中心に、我が国水産業の実態等に対応し、コスト面等で取り組みやすい我が国発の水産エコラベルの規格・認証の仕組みの構築を進めるとともに、認証を取得する事業者を増やし、イベント等の様々な機会において事業者及び消費者等への普及を図る。また、この規格・認証の仕組みの国際標準化に向けた取組について、官民連携で推進。	引き続き、左記の取組を実施。	

73	○	スマート農業の研究・導入支援	スマート農業の推進のための研究開発・導入実証に向けた取組を推進するとともに、熟練農業者のノウハウの継承を図るため、AIなどの最新技術を活用し未経験者が短期間でノウハウを身に付けられるシステムの構築を推進する。(短期・中期)	農林水産省	スマート農業の推進のための研究開発・導入実証に向けた事業を実施。また、AIなどを活用した未経験者が短期間で熟練農業者のノウハウを身につけられるシステムを各地域において実証。	スマート農業の推進のための研究開発・導入実証に向けた事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取り組みを引き続き実施。
				内閣官房	システム導入時の権利関係等のあり方等について記載している「農業ITサービス標準利用規約ガイド」の周知を図る	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
				総務省	農業を含む生活に身近な分野で地域発の先導的なIoTサービスの創出を後押しする実証事業(IoTサービス創出支援事業)を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
				経済産業省	農業分野におけるスマート化を推進するにあたり産業横断的な観点から、他産業のスマート化との整合が取れるよう関係省庁や関係者との調整を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

74	○	農業情報データ活用の推進	農業分野における様々なデータが共有・活用できる「農業データ連携基盤」の立ち上げを目指す。また、異なるITシステム間でデータを共有・比較するなど農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、「標準化ガイドライン」を活用するとともに、データ等の接続性及び互換性を検証する。(短期・中期)	農林水産省	「農業データ連携基盤」を立ち上げるとともに、農業現場に必要なデータを公開。また、標準化に必要な項目を検討するとともに、「標準化ガイドライン」の現場への普及に取り組む。さらに、システム間のデータ等の接続性及び互換性を検証。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取り組みを引き続き実施。		
				内閣官房	これまでに策定した各種ガイドラインの活用を図り、検証を行うとともに、新たに標準化が必要な項目の検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				内閣府	農業データ連携基盤のプロトタイプを構築。その際、標準化ガイドラインを活用してデータ項目を設定することで、接続性・互換性を確保。	プロトタイプ機能拡大を図る。なお、標準化ガイドラインに基づき機能を追加する。	農業データ連携基盤の運用を開始。	引き続き、左記の取組を実施。
				総務省	これまで策定した「標準化ガイドライン」(環境情報のデータ項目、データ交換のインターフェース)について、周知・実装を進め、運用上の課題の抽出等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				経済産業省	「農業データ連携基盤」の立ち上げに際し、産業横断的な観点から他産業のデータ連携基盤等との整合がとれるよう、関係省庁や関係者との調整を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
75	○	農業関係者に対する知財マネジメントの普及・啓発	優れた農業技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を農業者や農業関係者に広く普及啓発する方策を検討するとともに、知的財産として保護・管理の手法を分かりやすく説明したガイドライン等の作成に取り組む。(短期・中期)	農林水産省	優れた農業技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を農業者や農業関係者に広く普及啓発する方策等を関係省庁や有識者と検討し、農業分野における知的財産の保護を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
76	○	「知」の集積と活用における知財戦略の強化	農林水産分野の新たな産学連携研究を推進するための仕組みである「知」の集積と活用において、農林水産分野の新たなイノベーション創出や既存ビジネスの問題解決に向けて、適切な知財マネジメントを実施する。(短期・中期)	農林水産省	「知」の集積と活用の場においては、参加者間で秘密保持契約を交わすこと等により適切な情報管理を徹底し、研究開発の開始前に必要な知的財産の権利調整の方針を明確にしつつ研究開発に取り組む等、参加者が事前に知的財産に関する情報の取扱いを十分に理解した上で、新たなビジネスモデルが効果的に創出されるように活動を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		

77	○	農林水産関係国立研究開発法人における知財戦略の強化	農林水産分野の研究開発の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究成果を効果的・効率的に事業化・商品化に結び付けるため、農業・食品産業技術総合研究機構などの農林水産関係国立研究開発法人において、人材育成も含めた知財マネジメントの強化を図る。(短期・中期)	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構等の国立研究開発法人において、知財マネジメント体制の充実を図るため、知財マネジメントについて理解し活用できる実践人材の育成等を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
78	○	農林水産分野と異分野との連携協調における知財マネジメント	農林水産分野における地域活性化及び産業競争力強化を技術面から支援するため、事業化・商品化を意識した知財マネジメントの下、農林水産分野においてAI、IoTやロボット技術などの最新技術を活用して異分野との連携協調による研究開発を推進する。(短期・中期)	農林水産省	事業化・商品化を意識した知財マネジメントに取り組みつつ、AI、IoTやロボット技術を組み合わせた新たな省力的な生産技術等、異分野との連携協調による研究開発を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
79	○	農林水産分野における遺伝資源及び遺伝情報の収集・活用強化	強みのある品種の育成に必要な素材である多様な遺伝資源の二国間共同研究等を通じた我が国ジーンバンクへの導入、遺伝情報の解明及び効率的な育種技術の開発・普及を、適切な知財マネジメントの下で推進することにより、地域のニーズに即した新品種の開発と知財としての保護・活用を加速する。(短期・中期)	農林水産省	適切な知財マネジメントの下で、二国間共同研究等を通じた我が国ジーンバンクへの多様な遺伝資源の導入、遺伝情報の解明及び育種技術の開発・普及を実施しつつ、地域のニーズに即した新品種の開発と知財化を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
80	○	官民連携による新品種開発の活性化	主要農作物種子法の廃止法等を踏まえ、民間企業参入を促進し、多様化するニーズへの対応により我が国農業の競争力強化を図るため、適切な知財マネジメントの下で、公的機関が有する種苗の生産に関する知見の民間企業への提供や育種基盤の強化を進めるとともに、民間企業と公的機関の多様な連携を推進する方策を講じる。(短期・中期)	農林水産省	DNAマーカーや遺伝資源など育種基盤となる研究を進めつつ、適切な知財マネジメントの下で育種素材や遺伝情報、高品質な種子を生産するための栽培技術等の知見を必要に応じ提供すること等によって民間企業の参入を促進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

項目番号	2017本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進								
81	○	知的財産の権利化・活用に向けた支援	地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」に基づき、全国レベルで、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施するとともに、地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、各地域の実情及び中小企業が求める内容に応じたきめ細やかな支援のための相談体制を強化する。(短期・中期)	経済産業省	「地域知財活性化行動計画」の基本方針に基づき、全国レベルでは巡回特許庁の取組等を通じ、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動実施。地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が中心となり、地域の支援機関と連携しつつ、各地域の実情及び中小企業が求める内容に応じたきめ細やかな支援を実施。よろず支援拠点到知財活用に関する相談があった際には、知財総合支援窓口につなぐことを引き続き促す。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。		
			地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させるとともに、企業等集積地域を対象に出張面接審査と特許に関するセミナーを同時に開催する地域拠点特許推進プログラムを推進する。(短期・中期)	経済産業省	巡回特許庁等を通じ、出張面接・テレビ面接・巡回審判の周知を図り、その機会を充実。併せて、地域拠点特許推進プログラムを推進。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			地域の中小企業等の知財活用を促進させるため、巡回特許庁の回数を増やし、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期)	経済産業省	巡回特許庁の開催回数を13都市に拡大するとともに、出張面接や知財活用促進のための事業(セミナー等)と組み合わせて行うことにより、知財制度や知財支援策等の周知を強化。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)において、平成29年度第2四半期(7～9月)に「近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を開設し、知的財産の活用支援を行う。また、同本部において、地域ユーザーにとって出張面接審査等を活用しやすい環境を整備し、出張面接審査等の充実を図る。(短期・中期)	経済産業省	地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)において、平成29年度第2四半期(7～9月)に「近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を開設し、知的財産の活用支援を行う。また、同本部において、出張面接審査室・テレビ面接審査室を設けるとともに、出張面接審査を要請しやすくなるよう重点実施日を設定する等、地域ユーザーにとって出張面接審査等を活用しやすい環境を整備し、出張面接審査等を充実。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

82	○	知的財産の権利化・活用に向けた支援	中小企業等による特許等の出願手続簡素化などの支援策を検討する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業等による特許等の出願手続簡素化等の支援策を検討。	引き続き、中小企業等に対する特許等の出願拡大に向けて、手続の簡素化等の支援策について検討。
83	○	金融機関における知的財産を活用した中小企業支援の推進	企業の生産性向上等を支援し、地域経済の活性化につなげるため、引き続き金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援等を促す。(短期・中期)	金融庁	金融機関が企業の事業内容や経営者の資質、事業の将来性を適切に評価し、真に必要とする先に対して、融資や本業支援等が提供されることにより、企業の経営改善や生産性向上が図られると考えられる。こうした金融機関による取組みを促すため、企業ヒアリング等を実施し、融資姿勢の実態を把握するとともに、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を進める。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			地域金融機関や支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、「ローカルベンチマーク」の周知を行うとともに、さらなる改善の検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	地域金融機関および支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、モデル事業実施による活用事例創出等を通じた「ローカルベンチマーク」の周知に取り組むとともに、さらなる改善の検討。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
			中小企業の知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、「統合報告」の活用状況を紹介等しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すとともに、その効果的な活用に向け、「知的資産経営WE EK」等を通じて金融機関や中小企業支援者に対する普及・啓発活動を行う。(短期・中期)	経済産業省	企業における知的資産経営報告書の自主的な作成及びその効果的な活用に向けた普及・啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

			<p>金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書を活用した融資事例などを収集分析したマニュアルを作成し、金融機関に配布する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナー、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書の活用事例などを収集分析した事例集を作成し、金融機関へ配布。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
84			<p>中小企業等における知財意識の向上を図るために、経営戦略における知財マネジメントに関するセミナーの開催等を通じて経営者層を含む関係者に対する普及啓発を行う。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>知的財産権制度説明会等の開催による中小企業等の知財意識の向上を図るとともに、関係機関や個別の中小企業等が開催するセミナーへの講師派遣の拡充を図る。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
再掲	○	<p>知財活用に向けた人材支援</p>	<p>ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。(短期)</p>	<p>経済産業省</p>		<p>47に記載</p>

85	○	知的財産の普及活動	知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して知的財産の活用に関する気づきを促すため、経営戦略において知財を活用した成功事例を収集分析し、周知を行う等により、知財総合支援窓口による地域中小企業に対する積極的な普及啓発活動を実施するとともに、地方公共団体、よろず支援拠点、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者に対する知的財産の普及・啓発を全国的に行う。(短期・中期)	経済産業省	地域の中小企業に対し知財総合支援窓口を通じ、知財を活用した成功事例等の周知を行う等着実な普及啓発活動を実施。また、地方公共団体等の中小企業支援関係者に対して、セミナー等を通じ、知財制度や関連する支援施策の普及・啓発を全国的に実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。(短期・中期)	経済産業省	地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格のパンフレットを知財総合支援窓口、各経済産業局、セミナー等にて配布し、周知する等の協力を実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを更に発掘していくため、よろず支援拠点の周知活動を強化するとともに、知財相談に対応できる人材を追加配置する。(短期・中期)	経済産業省	各よろず支援拠点によるセミナーの開催やパンフレットの配布等を通じた周知活動を行っていくとともに、知財に関連する人材の追加配置。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。
86	○	下請取引における知財の取扱いの適正化の推進	「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。(短期・中期)	公正取引委員会	「下請代金支払遅延等防止法」の内容に関する周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	引き続き、左記の取組を実施。
			「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。(短期・中期)	経済産業省	下請ガイドラインや事例集の周知を徹底して行い、浸透を図る。知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

87	○	先導的・意欲的な地域の知財活動の促進	地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。(短期・中期)	経済産業省	意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を行い、先導的・意欲的な地域の活動を横展開できるように共有を図る。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
88	○	地域中小企業の知財活動支援の強化	中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	INPITを活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を強化。	引き続き、左記の取組を実施。
89	○	デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドをさらに活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出等、事業化に向けた支援を一層強化する。(短期・中期)	経済産業省	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化や新市場開拓を支援するため、地域の特性に応じたデザイン・ブランドを活用した事業を実施するとともに、地域団体商標の海外展開支援を実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

再掲	○	中堅・中小企業等の標準化の推進	<p>中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関などについての周知を進める。(短期・中期)</p>	経済産業省	42に記載
			<p>中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会(JSA)とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略および知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。(短期・中期)</p>	経済産業省	42に記載
			<p>「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関等の幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業の優れた技術・製品の標準化を支援する。(短期・中期)</p>	経済産業省	42に掲載

再掲	○	営業秘密管理のワンストップ支援の拡充	営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、eラーニングコンテンツの提供等、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省	52に記載
再掲	○	知財紛争処理に関する支援	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について引き続き取り組む。(短期)	経済産業省	22に掲載
			地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)	法務省	22に掲載
			地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)	経済産業省	22に掲載

90	○	戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成	弁理士が「知的財産に関する専門家」として、知的財産とビジネスの両方の視点に立って、オープン&クローズ戦略などの標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知財戦略構築の支援を行っていくための環境整備として、これらに関連する内容を含むに関する弁理士向けのコンサルティング研修を産業界との意見交換等により得られた意見をカリキュラムに反映する等により一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	弁理士の継続研修の一つとして、オープン&クローズ戦略等に関する研修を実施するとともに、出願業務に依存した弁理士の収益構造の見直しに向けて、戦略的な知財相談を実施する能力育成のための研修を実施。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。
91		国際化に対応できる弁理士育成の強化	我が国の知財法制の海外発信、海外知財情報の取得等を視野に入れ、国際化に対応できる弁理士の育成を強化・促進する。(短期)	経済産業省	弁理士の継続研修の一つとして、外国の弁理士と連携する等により、海外の知財制度・実務に関する研修を実施し、弁理士に対する受講を促進。	
92	○	海外展開に向けた知財支援の強化	中小企業の海外展開を知財面から支援するため、中小企業の保有する知的財産の権利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援のさらなる強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の外国出願に要する費用の助成、海外での模倣品対策、冒認出願等で海外で外国企業から訴えられた場合の訴訟費用等の助成、有望な知財を保有する中堅・中小企業の海外における事業化のための支援を引き続き実施。 2017年度からは、模倣品対策支援に係る助成対象経費を拡大し、中小企業の海外展開のための知財面での一貫通貫支援の支援内容の拡充を図る。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施

93	○	専門家の海外派遣	海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知的財産を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士及び法曹有資格者を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用する等、現地大使館や独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)など関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	ジェトロの海外事務所において当該国の情報提供を継続的に実施。 弁理士をJETROの海外事務所へ派遣し、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等の実施を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			外務省	経産省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ、在外公館の取組の強化。	引き続き左記の取組を実施。		
再掲	○	海外認証取得支援	中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省	43に掲載		
94		中小ものづくり革新のための知財活用基盤整備	地域の中小企業が、中核企業や大学・公設試等と連携した研究開発を行う場合に、中核企業と長期的なパートナー関係を築くため、技術流出を防止できる開発環境を構築する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の技術流出防止に配慮した開発環境構築を支援。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	

95	○	地域における知的財産戦略の推進	各都道府県・政令指定都市における知財戦略の策定・改訂状況を調査し、必要に応じて支援を行う。(短期・中期)	内閣府	各都道府県・政令指定都市における知財戦略の策定・改訂状況を調査し、必要に応じて支援を検討。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			各都道府県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して、地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を押し進めるとともに、各地方自治体の取組の共有等を通じて知的財産の取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を押し進める。また、各地方自治体の優れた取組事例を共有し横展開を図るなど、各県の知財活動の活性化・レベルアップを促進。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
96	○	産学官連携による共同研究の促進	「組織」対「組織」の大型の産学官共同研究を推進し、地方大学や中小企業も含めた我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくため、産学官において「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日)の実効性確保の取組を行うことにより、産学官連携活動の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省		
			我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成・知的財産マネジメントを官民の資金のマッチングにより実施する。(短期・中期)	文部科学省	産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインの実効性確保に向けて、共同研究等のプロジェクト支援、大学等におけるイノベーション経営人材の育成、ガイドラインに基づく大学等の取り組み成果に対するインセンティブ付与等の取組を推進するとともに、産学官に求められる取組の変化等の状況を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」を実施することで、大学における知的資産マネジメントを強化するとともに、非競争領域における産学共同研究及び人材育成を推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。

			<p>地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技術シーズの掘起しや域外からの優れた技術シーズの取込みを行い、地域中核企業等への事業計画の提案や地域中核企業等との共同研究の組成を行う事業プロデュースチームを地域大学に設置し、事業化プロジェクトを推進する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」により、地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、事業化計画を策定し、地域の成長に資するプロジェクトを推進。</p>	<p>左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
97	○	ベンチャー創出支援強化	<p>アントレプレナー教育を実施するとともに、基礎研究段階から技術シーズの用途仮説を構築し、顧客へのヒアリングを通じて用途仮説の検証を行うことにより、実用化への意識醸成を行い、起業や大学発新産業創出プログラム(START)などのイノベーション創出支援事業への移行を促進する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の支援を受けて創出された技術シーズについて、研究代表者や若手研究者、事業化経験者や投資家からなるチームを編成し、そのチームにアントレプレナー教育等を実施した上で、技術シーズの用途仮説を立て、徹底した顧客ヒアリングを通じた用途仮説を検証。</p>	<p>左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

98	○	橋渡し・事業化支援	地域の知財シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。(短期)	経済産業省	「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」により、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			大学における事業化を目指す産学連携活動を促進するため、大学に産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援をする。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトにおける研究開発成果を事業化に結び付けるため、大学・公的研究機関等に知的財産プロデューサーを派遣し、研究開発プロジェクトから創出される知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定等の知財マネジメントの支援をする。	経済産業省	大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、産学連携知的財産アドバイザーを派遣。 また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する大学・公的研究機関等に知的財産プロデューサーを派遣。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
			国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)のネットワークによって集積した全国の膨大な大学発シーズと、地域の企業ニーズとをマッチングプランナーが結び付け、共同研究から事業化までを支援する。(短期・中期)	文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が、目利き人材(マッチングプランナー)を派遣し、地域中小企業のニーズを掘り起こして、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	

			地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース(大学、協力企業、金融機関等)とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓等をハンズオン支援する。さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。(短期・中期)	経済産業省	「地域中核企業創出・支援事業」により、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース(大学、協力企業、金融機関等)とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓等をハンズオン支援する。さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
99	○	橋渡し・事業化支援人材の連携と育成	事業プロデューサー、マッチングプランナー、産学連携的財産アドバイザー、知的財産プロデューサーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を促す。(短期・中期)	内閣府	事業プロデューサー、産学連携的財産アドバイザー、知的財産プロデューサーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
				経済産業省	事業プロデューサー、産学連携的財産アドバイザー、知的財産プロデューサーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を推進。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の相互の連携を推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
				関係府省	橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
100	○	大学等の研究成果の事業化の推進	大学・公的研究機関等の研究開発の成果を事業化に結び付けるために、産業界と大学等とのマッチングイベントの開催など産学の交流を促す取組を進める。(短期・中期)	文部科学省	日本最大級の産学官連携イベント「イノベーション・ジャパン」を開催し、大学等から創出された特許技術等を含む研究成果の社会還元促進及び実用化に向けた産学連携のマッチング支援を推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
				経済産業省	大学・公的研究機関等の研究開発の成果を事業化に結び付けるために、産業界と大学等とのマッチングイベントの開催などの産学の交流を促す取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	

101	○	産学連携・産産連携の促進	大企業と連携する中小企業等を支援していくため、知財総合支援窓口において、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生した懸念等の相談対応を行う。(短期・中期)	経済産業省	知財総合支援窓口において、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生した懸念等の相談対応を実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財功労賞などの表彰制度を活用するとともに、各地で行われている知財連携の好事例を共有する機会や手段を活用し、これらの取組を広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財連携により地域・中小企業の活性化を支援している大企業の取組について、各種媒体やイベント等を通じて広く周知するとともに、その取組を重点評価すべく、知財功労賞等の表彰制度を積極的に活用。	引き続き、左記の取組を実施。
			中小企業等をはじめとする現場が抱える問題を解決し地域活性化につなげるため、大学・高等専門学校の技術力やネットワークを活かし、大学・高等専門学校と中小企業等との連携を促進する。(短期・中期)	文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金において、各学校の強み・特色をより一層伸長させる取組のうち、例えば、中小企業等の技術相談への対応等、各学校や地域の事情を踏まえた産学連携・地域連携の取り組みを支援。 地域イノベーション・エコシステム形成プログラムや地域産学バリュープログラム等の施策を通じて大学・高等専門学校と中小企業等との連携を促進する。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。

102	○	大学等の知財マネジメントの強化	<p>研究開発プロジェクトの優れた成果を国内外で適切に権利化・維持するために、事業化を視野に入れる制度においては、研究成果である特許の権利化まで、一部直接経費から支出することも含め、大学における適切な知的財産予算の確保方を検討する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>研究開発プロジェクトの優れた成果を適切に権利化・維持するために、文部科学省所管の事業化を視野に入れるプロジェクトにおいて、プロジェクト成果である特許の権利化まで、一部直接経費から支出することも含め、適切な知的財産予算の確保方を検討。</p>	<p>左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>関係府省</p>			
			<p>大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を行う。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動に対する各大学の取組強化を促進するとともに、これら取組を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を実施。</p>	
		<p>大学等における知的財産関係の問題を解決し大学等の研究成果を事業化に結びつけていくため、大学等の知的財産関係の相談先である「大学の知的財産関係ホットライン」の周知を行う。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学等における知的財産関係の相談に応じることとしている「大学の知的財産関係ホットライン」について、一層の周知を図る。</p>	<p>左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
103	○	研究マネジメント人材の育成・確保	<p>大学等において研究資金の調達・管理や知財の管理・活用等をマネジメントする研究マネジメント人材を育成・確保するために、研究マネジメント人材の評価及びキャリアパス等について実態を調査し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「リサーチ・アドミニストレータを育成・確保するシステムの整備」事業により、URAをはじめとする研究マネジメント人材の評価及びキャリアパス等についての実態調査を実施。</p>	<p>左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

104	○	技術移転人材育成システムの強化	マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う技術移転人材の育成を目指し、先進的なTLO等が全国の大学等から中核人材を受け入れ、○JT形式で技術移転人材を育成する仕組みを構築することにより、一気通貫の技術移転モデルを全国の大学等に普及するとともに、全国の大学等と先進的なTLO等との間に親密な技術移転ネットワークを構築する。(短期・中期)	文部科学省	先進的なTLOと大学との連携を強化するため、各大学においてプレマーケティングを含めた一気通貫の知財マネジメントを実践できる体制強化を支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
再掲	○	「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及	大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理することを明記した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省	51に掲載		
105	○	産学連携機能評価による活動改善の促進	各大学・TLOから産学連携活動の評価指標に係るデータを原則一元的・継続的に収集・分析し、その結果についても各大学・TLOへのフィードバックを行うとともに、研究成果を事業化に結び付けるための指標作りについて検討する。(短期・中期)	経済産業省	各大学・TLOから産学連携活動の評価指標に係るデータを原則一元的・継続的に収集・分析し、その結果についても各大学・TLOへのフィードバックを行うとともに、研究成果を事業化に結び付けるための指標作りについて検討。	左記の検討結果を踏まえ、必要な取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
				文部科学省	産学官連携活動に関するデータを関係府省と連携して一元的・継続的に収集し、各機関が自主的に分析し得る環境を醸成するとともに、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	

106	○	産学連携における適切な戦略策定に向けた大学の機能強化	大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握しつつ、内部評価力に基づき適切な戦略を策定して実行するために、戦略策定に必要な情報収集や客観的かつ定性的な情報に基づく大学の産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化の実施をするとともに、大学における適切な管理指標の設定を推進することで、大学の産学連携機能を強化する。(短期・中期)	経済産業省	大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握しつつ、内部評価力に基づき適切な戦略を策定・実行するために、戦略策定に必要な情報収集や客観的かつ定性的な情報に基づく、大学の産学連携活動に係る実行状況の見える化の在り方や、適切な管理指標の設定方法等について、有識者からなる検討委員会において検討を実施。	左記の検討結果を踏まえ、必要な取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
107	○	活用視点による柔軟な共同研究成果取扱いの実現	大学等と企業との個別型及びコンソーシアム型の共同研究における成果の取扱いについての在り方の検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、共同研究成果の柔軟な取扱いを含めた活用視点による共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。(短期・中期)	文部科学省	大学と企業間での共同研究契約について、大学の知財活用の促進と個別状況に合わせた柔軟な対応の実現を促進するとともに、経営レベルでの産学の対話を実践することでパートナーシップ強化を促進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	

108	○	概念実証に向けた支援策の整備	大学の研究成果への民間企業・投資家の関心を高め事業化に結び付けるため、ギャップファンドの充実の検討も含め新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施を促す支援を強化する。(短期・中期)	文部科学省	大学の研究成果への民間企業・投資家の関心を高め事業化に結び付けるため、ギャップファンドの充実の検討も含め新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施を促す支援を強化。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
109	○	国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化	国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化するため、日本版バイ・ドール制度の運用等について策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(2015年5月 経済産業省)も参考にしつつ、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの状況に関する情報を収集し、必要な措置を講ずる。(短期)	内閣府 関係府省	「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」を参考にしつつ、関係府省で研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方を検討。	

項目 番号	2017本文 掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進								
110	○	小中高等学校における知財教育の推進	2017年3月に告示された新学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知的財産に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。(短期・中期)	文部科学省	創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校において、新学習指導要領の方向性を踏まえ、発達段階に応じた系統的な知的財産に関する教育を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		
			先進的な理数教育を実施する高等学校等において、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則などの知識を実社会と関わりうる形にまで具現化することができる「創造性の発展」を目指して、生徒の資質・能力を将来的な知的財産の積極的活用・事業化へとつなげる取組を併せて実施する。(短期・中期)	文部科学省	先進的な理数教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、引き続き支援する中で、「創造性の発展」を目指した取組についても支援。	引き続き、左記の取組を実施。		

111	○	大学等における知財教育の推進	知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	知的財産教育に関して、全国の大学で活用できる質の高い体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会を実施する大学を、教育関係共同利用拠点として認定。 高等専門学校において導入を進めている「モデル・コア・カリキュラム」(本格実施に向けた取組を平成30年度までをめどに実施)に知財教育が位置付けられていることも踏まえ、先進事例を参考にしつつ、各高等専門学校において知財教育の自主的な取組を進めていくことを促進。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、大学と産業界が連携した複数大学にまたがる各産業のルール形成戦略についての新たな講座の開設や、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組等を参考にした大学等における標準化講座拡充の働きかけを実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知的財産の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	知財に関する知識を有する教員養成を自主的に進めていくことができるよう、知財教育に関する情報を大学等に周知。	引き続き、左記の取組を実施。	
			標準化を担う人材基盤の拡大に向けて、大学の文科系・理科系を問わず、標準化に係る教育の拡充を図る。(短期・中期)	経済産業省	2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、大学等の標準化教育のモデルカリキュラム、ファカルティ・ディベロップメント教材を作成し、これを用いて大学等へ標準化講義拡充の働きかけを実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。(短期・中期)	文部科学省	法科大学院における知財教育について公的支援見直し加算プログラムを通じて支援。また、経営系専門職大学院について教育の基本となるコアカリキュラムを策定する際、知財を含めたコア科目の在り方について検討。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

112	○	「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討	関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各「地域コンソーシアム」に対する支援の在り方等を具体的に検討する。(短期・中期)	内閣府	構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、①「知財創造教育」の体系化、②プログラム(題材)の収集・作成、③「地域コンソーシアム」の支援等の課題について具体的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省			
				関係府省			
		○	「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討	「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知する。(短期・中期)	内閣府	構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省			
				文部科学省			
113	○	「地域コンソーシアム」の構築促進	教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった「知財創造教育」を展開するための「地域コンソーシアム」の構築を促進する。(短期・中期)	内閣府	構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用しつつ、複数のモデル地域において「地域コンソーシアム」の構築を促進し検証。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省			
				関係府省			

114	○	教材等の充実	産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する知財教育に資する教材等を開発・普及する、民間の取組を奨励し発信する。(短期・中期)	内閣府	産業財産権、営業秘密、著作権、標準化、植物新品種、GI(地理的表示)等を含めた知的教育テキスト等を作成し、教育現場への頒布・活用を促す民間の取組を奨励し発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			関係府省				
			知財教育に資する教材等の在り方の調査研究において整理した、産業財産権等に関する「教材対応表」の拡充を検討するとともに、当該調査研究において開発した教材の活用を促す。(短期・中期)	経済産業省	知財教育に資する教材等の在り方の調査研究において整理した、産業財産権等に関する「教材対応表」の拡充を検討するとともに、当該調査研究において開発した教材の活用を「知財創造教育推進コンソーシアム」を通じて促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			知財に関する教材の充実の観点から、著作権法について、最新の話題も考慮した教材等の在り方を検討した上で、教材の開発・普及を行う。(短期・中期)	文部科学省	次期学習指導要領の方向性を踏まえた著作権教育に資する教材の在り方に関する調査研究を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			知財教育に関わる教員を支援するため、上記において開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。(短期・中期)	文部科学省	左記開発された知財教育に係る教材について、教員等を対象とした会議などで周知。	引き続き、左記の取組を実施。	

115	○	知財教育プログラムの国際化	国際的な素養を身に付けるため、英語による知財関係科目の充実を促すとともに、留学生の派遣・受入れを通じた双方向の交流を推進する。(短期・中期)	文部科学省	知財科目における英語を取り入れた授業の実施について、大学等関係者が集まる会議等と呼びかけるなど各大学等の取組を促すとともに、大学等の海外留学支援制度の充実や、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを通じ、国際的な素養を身に着けたグローバル人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保すべく、英語による知財教育プログラムの実行体制の整備に向けて開発した教材類の普及・活用を図る。(短期・中期)	経済産業省	開発した英語知財教材類の民間セクターへの普及・活用を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
116	○	国民への普及・啓発と資格制度の活用	知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。(短期・中期)	関係府省	知財管理技能士の検定等を実施する機関の取組を関係機関等において周知する等の協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
再掲			世界を舞台に活躍できる知財マネジメント人材の育成のため、企業の経営幹部・幹部候補、経営企画部門や事業部門の管理職等向けに開発した教材類の民間セクターへの普及・活用を図る。(短期・中期)	経済産業省		48に記載

項目 番号	2017本文 掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化								
1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化								
117	○	海外展開のためのコンテンツの制作・発信・プロモーション	日本コンテンツの海外展開を促すこれまでの支援施策に加え、質量ともに深化した海外展開を実現するために、企画段階から海外市場を念頭に置いたコンテンツ制作・プロモーションのための環境整備や、コンテンツと観光・ものづくりなどの異分野連携を促進する。(短期・中期)	経済産業省	企画段階から海外市場を念頭に置いたコンテンツ制作・プロモーションのための環境整備の検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			クールジャパン機構が出資する映像ローカライゼーション事業等を通じて、ローカライズ、映像編集、販路開拓機能を一括して提供する基盤を整備し、世界各国での日本コンテンツの放送・配信を促進する。(短期・中期)	経済産業省	日本コンテンツを恒常的に露出するとともに効果的に魅力を発信、番組のローカライズと展開国数を拡大。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する。(短期・中期)	文部科学省	中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭などの国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

118	○	放送コンテンツの継続的な発信による浸透	<p>日本の文化、伝統、技術、産業、地方の魅力等をわかりやすく伝え、我が国の国家戦略であるインバウンドの拡大、クールジャパン、地方創生等に寄与する観点から、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)とも連携しつつ、日本の魅力を伝えるコンテンツの制作や、継続的に発信する取組を支援するほか、こうしたコンテンツの制作技術や発信技術の高度化を支援する。なお、これまで事業を実施してきたASEAN諸国等以外の欧米などの地域においても、どのような展開方策が有効か検討する。(短期・中期)</p>	総務省	<p>「ビジットジャパン」、「クールジャパン」、「地方創生」等に寄与する観点から、BEAJをはじめとした関係機関とも連携しつつ、他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援。また、放送事業者等と連携し、インターネット技術を活用した放送コンテンツの海外展開について、海外の需要等の調査や展開に当たって必要な要素技術について検討。なお、欧米等の地域においても、どのような展開方策が有効か検討。</p>	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
			<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業を支援するとともに、クールジャパン機構を活用し、我が国の生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。(短期・中期)</p>	総務省	<p>JICTを活用し、海外における放送事業等に対して出資等の支援を行うことで、放送インフラと日本コンテンツのパッケージ展開を促進。</p>	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			<p>訪日プロモーション事業において、放送コンテンツの海外展開など日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)</p>	国土交通省	<p>関係府省と連携を図り、海外市場における日本の放送コンテンツの放映と連動した訪日プロモーションを実施。</p>	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、我が国の生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業へのリスクマネー供給等の支援を通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進。</p>	経済産業省	<p>クールジャパン機構を活用し、我が国生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業へのリスクマネー供給等の支援を通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進。</p>	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。

		一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)を活用し、特に地方が主体となって海外に向けて地域の魅力を伝えるコンテンツの制作や継続的に発信する取組を支援するほか、こうしたコンテンツの制作技術や発信技術の高度化を支援する。なお、これまで事業を実施してきたASEAN諸国等以外の欧米等の地域においても、どのような展開方策が有効か検討する。(短期・中期)	総務省	BEAJをはじめとした関係機関とも連携しつつ、他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に地域の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援。また、地方局を含む放送事業者等と連携し、インターネット技術を活用した放送コンテンツの海外展開について、海外の需要等の調査や展開に当たって必要な要素技術について検討。なお、欧米等の地域においても、どのような展開方策が有効か検討。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
119	海外での外国番組の規制等の撤廃	海外において、外国製の映画・放送番組・マンガ・アニメ等のコンテンツの輸入や国内放映に係る規制が存在することを踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、これらの規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう引き続き働き掛けを行う。(短期)	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、働き掛けを実施。	引き続き左記の取組を実施。
			総務省	二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、コンテンツの輸入や国内放映にかかる規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう必要に応じて働き掛けを実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省	各種国際会議や当局間協議の場を活用し、今後の文化交流や協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

120	○	市場性が低い国における日本コンテンツの露出	<p>在外公館や独立行政法人国際交流基金の海外事務所等が現地での文化事業などの機会を活用し、我が国の多様な魅力を発信する日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)</p>	外務省	<p>在外公館及び国際交流基金の海外ネットワークを活用し、伝統文化からポップカルチャーまで広範な文化芸術分野において、公演や展示、演奏会、映画の上映会の実施等を通じて、コンテンツを含む日本の芸術作品の多様な魅力を海外に向けて発信。</p>	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			<p>日本文化の発信と将来的な商業展開への基盤整備のため、広範な層に対して影響力のある映像コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ、外務省と独立行政法人国際交流基金が主体となり、途上国等のテレビ局に対し素材を提供し、テレビ放送を実施する。(短期・中期)</p>	外務省	<p>国際交流基金を通じ、日本文化紹介の観点から、アニメーション、ドラマを含むテレビ番組を提供。また、文化無償資金協力を通じ、開発途上国のテレビ局における日本の教育・ドキュメンタリー番組の整備を支援。</p>	
再掲	○	権利処理の円滑化	<p>権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。併せて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p> <p>経済産業省</p>		13に記載

121	○	海外展開に関するコンサルティング機能強化及び商談機会の提供	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、在外公館などの在外機関を活用し、現地企業、関係者の紹介や現地事情の情報提供など、引き続き相談対応を実施する。また、JETRO等が中心となって、海外展開を目指す中小企業等に対し、海外見本市出展及び海外バイヤー招へいによる商談機会の提供を引き続き支援する。（短期・中期）	外務省	経済産業省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ、在外公館の取組強化を図る。	引き続き左記の取組を実施。
				経済産業省	世界各地から有力バイヤーが集まる主要な海外見本市にジャパンプースを設置・運営し、中小企業の海外展開を支援。 有力な海外バイヤーを日本に招へいし、中小企業等に国内での商談機会を提供。	市場環境の変化に合わせ、最適な見本市やバイヤーの選定を行い、継続的に取組を実施。
			J-LOP事業などこれまでの海外展開事業等を通じて蓄積された知見を踏まえ、海外展開を考えている企業等への助言・情報提供を通じ、海外展開を促進する。（短期・中期）	経済産業省	必要に応じて助言や情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

122	○	海外市場情報の共有	海外市場のニーズに合致したコンテンツ海外展開をさらに促進するため、政府支援を受けて実施する事業の展開国については、現地市場について情報収集・分析を行うとともに、情報提供者が了承する範囲においてこれらの情報を公開する。(短期・中期)	総務省	海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援するに当たり、現地市場について情報収集、分析を行うとともに、情報提供者が了承する範囲内において、これらの情報を公開することを検討。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
				経済産業省	これまで得られた知見を踏まえ、適切な情報発信の在り方について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				外務省	経済産業省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ在外公館の取組強化を図る。	引き続き左記の取組を実施。
				総務省	他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援するに当たり、その経済波及効果の分析について検討。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
			コンテンツ海外展開による経済効果を捕捉するため、民間とも連携しつつ、把握の方法について検討する。(短期・中期)	経済産業省	業界団体とも連携しつつ把握の方法について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

123	○	戦略的な日本文化の発信	<p>芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名し、海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動や、海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組(アーティスト・イン・レジデンス)、諸外国で発信力の高い外国人を招へいし日本文化を自国民対象に発信してもらう等、国際文化交流事業を強化し、我が国の魅力ある文化芸術の海外への発信と、特に中国、韓国といった東アジア諸国を中心としつつ様々な国の文化関係者による国境を越えた交流・協働を戦略的に推進する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>外務省・国際交流基金と連携し、欧米、アジア等の各地域において、日本文化の魅力を発信する多様な活動を実施。</p> <p>活動終了後の文化交流使が活動内容の報告や、各地でのニーズや文化状況を共有するための公開フォーラムを開催。</p> <p>アーティスト・イン・レジデンス事業を支援し、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
			<p>日本から世界に広がるマンガ文化を通じて国際交流と相互理解の輪を広げるために、海外でマンガ文化の普及に貢献する漫画作家に「日本国際漫画賞」を授与し顕彰を行う。併せて、受賞者を日本に招き、日本の漫画家との意見交換や出版社等への訪問、地方視察等を行う。(短期・中期)</p>	<p>外務省</p>	<p>例年どおり2月頃に授賞式を実施予定。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

				内閣府	昨年度に引き続き、クールジャパン官民連携プラットフォームにおいてマッチングフォーラムを開催。また、マッチングフォーラムで成果をあげることができるよう、それまでの期間、民間等が開催するイベントへの協力やセミナー開催等を通じて、異業種連携に向けた機運を醸成。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				総務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。
				外務省	在外公館等を活用し、他省庁との連携にも努めつつ、日本の多様な魅力を発信。	左記の結果を踏まえ、引続き必要な措置を実施。
				財務省	日本産酒類の海外展開を推進するため、和食など異業種との連携を図り、日本産酒類の特性や魅力を効果的に発信する。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		コンテンツが異分野事業と一体となって海外展開することにより、海外における日本ファン、訪日観光旅客の増加など、期待される様々な分野への波及効果を最大限発揮させるため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」におけるマッチングフォーラムやセミナーの開催等を通じて、官民や異業種間の連携を促進する。(短期・中期)		文部科学省	国際的に通用する実演家やアーティストの人材育成及び、日本の魅力あるロケ地情報や我が国のアニメ等のメディア芸術の優れた作品の国内外への発信。 文化財の多言語での情報発信を推進し、地域の魅力を国内外に発信。 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて全国各地で開催される文化プログラム等の取組により地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを構築し国内外に発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。
				農林水産省	他省庁と連携して官民や異業種間の連携による海外展開に係る必要な取組を実施	他省庁と連携して実施
				経済産業省	クールジャパン機構が出資を行った事業のフォローアップとともに、プラットフォーム型事業の案件の開拓を通じて、官民や異業種が連携を推進。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要なフォローアップ等を実施。

異分野と連携して
の海外展開強化

国土交通省	関係省庁等と連携を図り、各海外市場における出展事業などにおいて、クールジャパン及びビジット・ジャパンが連携し、効果的な日本ブランドの発信を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
環境省	9月に開催される「ツーリズムEXPO」へのブース出展や、環境省ホームページ上での情報発信により、国内のエコツーリズムの取組状況のPRを行う。 国立公園をはじめとする日本の美しい自然を国内外にPRするため、国立公園ウェブサイトにおいて、滞在やアクティビティに関する情報の充実を図る。	引き続き、左記の取組を実施。
関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	
内閣府	検討会での議論を踏まえ、民間等による拠点構築、連携・ネットワーク化を後押し。	引き続き、左記の取組を実施。
総務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。
外務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。

<p>同プラットフォームの下、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、各地においてクールジャパン拠点の構築を目指す民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>関係府省等と連携し、文化・アート産業の拠点形成に向けた民間の取組を後押し。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
	<p>農林水産省</p>	<p>「日本産食材サポーター店認定制度」を推進し、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店、小売店をサポーター店としてリスト化し、輸出促進の拠点として活用。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施。</p>
	<p>経済産業省</p>	<p>内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。</p>	<p>内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。</p>
	<p>国土交通省</p>	<p>クールジャパン資源であるデザイン、食、コンテンツ等の各分野における情報の集積・発信機能を有する拠点の構築を目指す民間の取組について、効果的な情報発信が可能となる方策を検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
	<p>関係府省</p>	<p>関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>

<p>コンテンツを含むクールジャパン産業に求められる人材像を明確化した上で、プロデューサー、クリエイター、高度経営人材などクールジャパン関連産業に求められる人材を育成するためのプログラム策定支援や産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成や効果的活用、外国人材の活用・集積に向けた検討の具体化等、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進するための環境整備に取り組む。(短期・中期)</p>	内閣府	関連する制度改正の動向などをフォローアップしつつ、「クールジャパン人材育成検討会」の二次取りまとめを行う。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	総務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。		
	外務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。		
	財務省	酒類総合研究所において、日本産酒類の競争力を更に高めることにより、クールジャパンを推進する観点から、酒類の製造等に関する高度な技能や経営に係る実践的な知識などの習得を目指した人材育成のための講習を行う。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
	文部科学省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。		
	農林水産省	世界の食市場の開拓のため、日本食・食文化の普及を担う海外人材の活用や育成等を実施。また、日本食・食文化、日本産食材の魅力の海外発信を強化するため、海外における「日本料理の調理技能認定制度」を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		
	経済産業省	クールジャパン施策の効果的な推進に必要な人材を育成するため、文部科学省で進められている新たな高等教育機関におけるカリキュラムの作成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
	国土交通省	我が国の観光産業を牽引するトップレベルの経営人材を育成のほか、観光地経営という視点で観光地域づくりの推進を担う組織(DMO)における中核的な人材を育成するため、基礎・応用プログラムを策定し、研修を実施。2018年度以降、民間において継続的に研修を実施できるよう環境整備を行う。	【経営人材育成】 観光MBAの設置・開学 【DMO】 民間において継続的に研修を実施	【経営人材育成】 両大学においてMBAの自走化 【DMO】 民間において継続的に研修を実施	【経営人材育成】 両大学においてMBAの自走化 【DMO】 民間において継続的に研修を実施
	関係府省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において検討。			
専修学校がコンテンツ産業界等と連携して、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うなど、企業・業界団体等のニーズに対応した人材育成を推進する。(短期)	文部科学省	専修学校が産業界等と協働して、地域や産業界の人材ニーズに対応した社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進。			

コンテンツ産業の
基盤となる人材
の育成

<p>実演家やアーティストについて、国際的に通用する人材として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>新進芸術家海外研修制度により、クリエイターなどを海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
<p>若手クリエイターの創作活動を支援することにより、次世代のメディア芸術分野を担うクリエイターの水準向上を図るとともに育成環境を整備する。また、海外の優れたクリエイターを招へいし、メディア芸術分野における国際交流を推進するとともに、交流機会を通じた国内クリエイターの育成を促し、もって我が国のメディア芸術水準の向上と発展に資する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>我が国メディア芸術の将来を担うクリエイターを育成するとともに、その水準向上を図るため、若手クリエイター等が行うメディア芸術作品の創作活動を支援。また、アニメーション分野については、制作スタッフに若手人材を積極的に起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
<p>クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人材育成プラットフォームを構築する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、引き続き、日本コンテンツの海外展開を支える人材育成支援を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。</p>
<p>留学生を含む海外の日本コンテンツファン等と協同したマーケティングやプロモーションの方策について検討する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>留学生を含む海外の日本コンテンツファン等を通じて、日本コンテンツの魅力効果を効果的に発信。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>

<p>国際共同製作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施する。(短期・中期)</p>	<p>総務省</p>	<p>国際共同製作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修の準備を推進。</p>	<p>左記の状況を踏まえ、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施。</p>
<p>セミナー等の開催や海外スタジオでのインターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人材の育成を支援する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>セミナー等の開催や海外スタジオでのインターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人材の育成を支援。</p>	<p>左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
<p>クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子供の頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(短期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「文化芸術による子供の育成事業」により、小学校、中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や芸術家を派遣することを通じ、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実を引き続き図る。</p>	<p></p>

126	○	若手クリエイターの育成・発表機会の提供	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。(短期・中期)	文部科学省	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術分野のクリエイターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を行う。(短期・中期)	文部科学省	マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエイターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
127		地域情報の発信	地域におけるコンテンツ関連産業の集積や我が国の伝統文化との融合、海外からのクリエイター等の招致等により、世界に通用するコンテンツを創造する開発拠点を整備し、海外に発信する自治体や民間での取組を支援する。(短期・中期)	文部科学省	海外の優秀な若手クリエイター等を招へいして研修・研究の機会を提供する取組を実施。また、地方公共団体が行う文化芸術による地域活性化・地域文化の国際発信事業を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

128		クリエイターの裾野拡大	学校教育において、子供たちに対する様々な学習・体験の機会の提供や教職員の意識・指導力向上などを通して、クリエイターを含めた多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立することができる子供を育成するキャリア教育を推進する。(短期)	文部科学省	小・中・高等学校における職場体験やインターンシップ、社会人講話等の実施を促進するなど、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の実践に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
129	○	製作機会を創出するための資金調達支援	官民ファンドの活用などにより、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討。(短期・中期)	経済産業省	日本の魅力により更なる海外需要の開拓を推進。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
			我が国コンテンツの海外展開を促進するための多様な資金調達につき、法制・会計等の観点からの専門家による支援の在り方を検討する。(短期・中期)	経済産業省	我が国コンテンツの海外展開を促進するための多様な資金調達につき、法制・会計等の観点からの専門家による支援の在り方を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。

130	○	コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化	コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。(短期・中期)	公正取引委員会	コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処。	コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処。
				総務省	放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上等を図る観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の周知啓発を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				経済産業省	コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、アニメーション制作業界、印刷業界、広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及・啓発等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
131	○	インターネットを活用した放送コンテンツの提供の検討	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討する。(短期・中期)	総務省	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				文部科学省	インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向、他省庁における検討状況等を踏まえつつ、必要に応じて適切な対応を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
132	○	制度的な課題等についての検討	コンテンツ産業の基盤の強化を図るため、資金調達に係る課題、製作委員会方式に係る課題及びその他課題について検討し、海外における公的助成の状況も踏まえ、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	金融庁	コンテンツ事業における資金調達時の金融商品取引法の適用関係について、ガイドラインQ&Aの作成・周知を通じて明確化し、必要な資金調達のための環境整備に取り組む。	左記検討結果を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	コンテンツ産業の中長期的な発展に向け、諸外国における状況や関係団体等の意見を踏まえた上で、今後の制度の在り方を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

133	○	先進的なコンテンツ技術の活用・普及支援	<p>拡張現実(AR)・仮想現実(VR)やドローン、AIなどの先進的なコンテンツ技術を活用した地域活性化に資するコンテンツ制作を支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法を取りまとめ、普及を行う。(短期・中期)</p>	経済産業省	<p>拡張現実(AR)・仮想現実(VR)やドローン、AI等の先進的なコンテンツ技術を活用した地域活性化に資するコンテンツ制作を支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法を取りまとめ、普及を行う。</p>	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			<p>海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)</p>	経済産業省	<p>産業界からの要望を踏まえ、日中間をはじめとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版等の知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。</p> <p>各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や検索サービス提供事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。</p>	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	<p>権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。平成24年度からは対象国を拡大し、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムとも協議を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働き掛けに活用。</p> <p>「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」の活動の支援、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」による官民合同ミッションへの参加。</p>	・左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。
				総務省	<p>海賊版対策の実効性の強化に向け、関係団体、関係企業等と連携し、ASEANにおける政府機関とのネットワーク強化等を推進。</p>	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

財務省	税関当局間協議等により、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版の水際対策強化を要請。	引き続き、左記の取組を実施。
外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
農林水産省	侵害発生国における模倣品対策を強化するため、海外現地調査等により発見した模倣品等について都道府県等関係団体に対し情報提供・相談対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策

<p>侵害発生国・地域政府との関係を強化し、海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)</p>	財務省	<p>途上国・新興国税関に対し、知財侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、技術協力を実施。実施に当たっては、国際機関(世界税関機構等)や産業界との積極的な協力も推進。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
	経済産業省	<p>産業界からの要望や相手国政府からの要請等を踏まえ、侵害発生国の政府機関職員等を対象にした知財保護セミナーや真贋判定セミナーを開催。また、侵害発生国の政府機関職員等を日本へ招へいし、日本の政府機関や産業界との意見交換の場を設ける。さらに、侵害発生国における模倣品の抑止に向けて、当該国政府と日本政府及び日本企業等が協力し、共同事業を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
	文部科学省	<p>侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施。</p> <p>また、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
	法務省	<p>模倣品・海賊版への対策には刑事罰等による担保が重要であるところ、JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を通じて、ミャンマー連邦法務長官府及びミャンマー連邦最高裁判所の司法関係者等を対象とし、知財裁判制度の構築に向けた本邦研修を実施。</p> <p>また、日弁連知財センター等と連携し、知財裁判制度設置に向けた現地セミナーを開催するとともに、大学教授、元裁判官等有識者で構成される支援委員会を通じ、知財裁判制度設立に向け継続的に支援を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

<p>海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界的著作権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>世界的著作権機関(WIPO)と協働し、アジアの侵害発生国などの政府職員等を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。また、侵害発生国政府と連携し、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援するとともに、普及・啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットフォームの形成を支援。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
<p>ASEAN域内における、我が国コンテンツの著作権侵害発生国等に対して、著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化など、著作権の適切な利用と正規品流通のための環境整備支援を強化する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>ASEAN域内の侵害発生国政府と連携し、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援するとともに、当該国・地域の著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修等を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
<p>海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知財制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢や被害実態などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
	<p>文部科学省</p>	<p>侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
	<p>外務省</p>	<p>在外公館を通じた知財制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及・啓発などの取組を相手国側へ働きかけ。</p>	<p>左記の状況を踏まえ、引き続き必要な取組を検討。</p>

135	○	国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施	関係機関、権利者との連携強化により、模倣品・海賊版の違法な国内流通に対する国内取締りや、小口化・分散化が進む知財侵害物品の水際取締りを一層強化する。(短期・中期)	財務省	権利者との連携強化や、全国の税関における集中取締りの実施などにより知財侵害物品の水際取締りを一層強化。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				警察庁	サイバーパトロールや権利者との連携等によって端緒情報の収集に努め、商標法違反事件及び著作権法違反事件の取締りを推進。 ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを推進。	引き続き取組を実施。
			模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、容認しないという国民の意識の更なる向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)	財務省	国民の意識啓発を図るため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				警察庁	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。 不正商品対策協議会が主催する「不正商品撲滅キャンペーン」に協力し、知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発を実施。	引き続き取組を実施。
				経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象とした模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				文部科学省	国内における違法コンテンツ流通防止等に向けた普及啓発活動を行う	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				農林水産省	他省庁と連携して啓発活動を実施	
				消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取引を引き続き実施。

136	○	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策	<p>インターネット上の海賊版対策については、オンライン広告対策の民間における検討体制の運用について支援するとともに、リーチサイト対策、サイトブロッキングに係る課題の検討など、全体的な取組について関係府省が連携しつつ、引き続き検討を行う。(短期・中期)</p>	<p>内閣府</p>	<p>インターネット上の海賊版対策については、オンライン広告対策の民間における検討体制の運用について支援するとともに、リーチサイト対策、サイトブロッキングに係る課題の検討等、全体的な取組について関係府省が連携しつつ、引き続き検討を行う。</p>	<p>引き続き取組を実施。</p>
			<p>リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化させる。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化。</p>	<p>引き続き取組を実施。</p>
			<p>オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告対策については、民間団体における検討体制が適切に運用されるよう、必要に応じて支援。</p>	<p>左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>フリマアプリなどのプラットフォーム、インターネットサービスプロバイダ (ISP) や各権利者等との連携を深めるとともに、民間の取組を支援することにより、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策の実効性を高める。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策の実効性を高めるため、プラットフォーム等と連携を深め、意見交換等を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>フリマアプリなどのプラットフォーム、インターネットサービスプロバイダ (ISP) や各権利者等との連携を深めるとともに、民間の取組を支援することにより、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策の実効性を高める。(短期・中期)</p>	<p>総務省</p>	<p>インターネット上における不正コンテンツの流通抑止に向け、放送局、プラットフォーム等の関係者による今後の対応策の検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

項目番号	2017本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
2. 映画産業の振興								
137	○	既存の助成制度等の拡充・強化	日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援など既存の支援制度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。(短期・中期)	文部科学省	日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援等既存の支援制度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			新進的な映画を興行につなげていくための支援のあり方について検討を行うとともに、海外での日本映画祭開催及び日本映画上映機会の維持・強化を図る。(短期・中期)	文部科学省	新進的な映画を興行につなげていくための支援のあり方について検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
				外務省	国際交流基金による文化交流事業、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じて、日本映画上映機会の維持・強化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			諸外国の映画に関係する助成制度等を踏まえ、政府の支援制度の在り方について課題を整理する。(短期・中期)	内閣府	諸外国の映画に関係する助成制度等を踏まえ、政府の支援制度の在り方について課題を整理。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
				関係府省				
			2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、インバウンドの取り込みを積極的に図るため、外国人対応のための映画上映の支援の検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	日本映画への支援、国際共同製作補助金等において、外国人対応のための映画上映の支援のための措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	関係府省	外国人対応のための映画上映に関し、民間事業者の取組に対し、どのような支援が可能かなどについて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。					

138	○	資金調達が多様化	<p>中小制作会社等の海外展開促進に向け、最適な資金調達手法の確立を目指し弁護士・会計士による資金調達のサポートに係る検証事業を実施し、相手国の関連法制や、資金調達にあたってのピークル(組織体)の選択、スキームの構築、契約における留意点等を明確にする。検証事業で得られた成果に基づき、広くそのノウハウの共有を図る。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>中小制作会社等の海外展開促進に向け、最適な資金調達手法の確立を目指し弁護士・会計士による資金調達のサポートに係る検証事業を実施し、相手国の関連法制や、資金調達にあたってのピークル(組織体)の選択、スキームの構築、契約における留意点等を明確にする。検証事業で得られた成果に基づき、ノウハウの共有を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>コンテンツ事業における資金調達時の金融商品取引法の適用関係について、ガイドラインQ&Aの作成・周知を通じて明確化し、必要な資金調達のための環境整備に取り組む。(短期・中期)</p>	<p>金融庁</p>	<p>コンテンツ事業における資金調達時の金融商品取引法の適用関係について、ガイドラインQ&Aの作成・周知を通じて明確化し、必要な資金調達のための環境整備に取り組む。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>中小制作会社・クリエイター等への資金供給を図り多様な映像コンテンツの制作機会を担保するため、官民ファンドの活用等により、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>上記を踏まえ、必要に応じ業界関係者への周知を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>中小制作会社・クリエイター等への資金供給を図り多様な映像コンテンツの制作機会を担保するため、官民ファンドの活用等により、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>中小制作会社・クリエイター等への資金供給を図り多様な映像コンテンツの制作機会を担保するため、官民ファンドの活用等により、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

再掲	○	人材育成	コンテンツを含むクールジャパン産業に求められる人材像を明確化し、プロデューサー、クリエイター、高度経営人材などクールジャパン関連産業に求められる人材を育成するためのプログラム策定支援や産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成や効果的活用、外国人材の活用・集積に向けた検討の具体化など、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進するための環境整備に取り組む。(短期・中期)	内閣府	125に記載	
			関係府省			
			専修学校がコンテンツ産業界等と連携して、社会人が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うなど、企業・業界団体等のニーズに対応した人材育成を推進する。	文部科学省	125に記載	
			セミナー等の開催や海外スタジオでのインターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人材の育成を支援する。(短期・中期)	経済産業省	125に記載	
139			ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を行う。(短期・中期)	文部科学省	ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
140	○	フィルムアーカイブの強化	映画フィルムのアーカイブ強化を目的とし、収集・保存・活用の観点からフィルムセンターの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化する。(短期・中期)	文部科学省	映画フィルムのアーカイブ強化を目的とし、収集・保存・活用の観点からフィルムセンターの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化するための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

141	○	市場開拓や海外市場における裾野拡大のための支援	<p>産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向け、市場開拓や裾野拡大を図ることを視野に入れ、日本映画の海外映画祭への出品支援や、アジア諸国における日本映画の上映事業などの文化交流事業等を継続実施する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>アジアにおける日本映画特集上映事業等を通じ、産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向けた文化交流事業を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へいなど芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期・中期)</p>	<p>外務省</p>	<p>国際交流基金による文化交流事業、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じて、日本映画上映機会の維持・強化を図る。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期・中期)</p>	<p>外務省</p>	<p>日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>日本コンテンツの海外展開支援を促すこれまでの支援施策に加え質量ともに深化した海外展開を実現するために、企画段階から海外市場を念頭に置いたコンテンツ制作・プロモーションのための環境整備や、コンテンツと観光・ものづくりなどの異分野連携を促進する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>117に記載</p>	
			<p>中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する取組を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

			映画、音楽、アニメなど日本を代表するコンテンツが一同に会する国際見本市事業等を通じ、海外展開に意欲的な企業との商談を促進する方策を検討する。(短期・中期)	経済産業省	映画、音楽、アニメ等日本を代表するコンテンツが一同に会する国際見本市事業等を通じ、海外展開に意欲的な企業との商談を促進する方策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
142	○	海外市場の環境整備	我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成について柔軟な対応を図るとともに、引き続き映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を行う。(短期・中期)	経済産業省	我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成について柔軟な対応を図るとともに、引き続き映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省		
				外務省		
				関係府省		

143	○	海賊版対策の強化	海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での海賊版対策を強化する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界からの要望を踏まえ、日中間をはじめとする政府間交流の場でインターネット上を含める海賊版対策強化に向けた要請や協力を実施。 ・各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や検索サービス提供事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。平成24年度からは対象国を拡大し、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムとも協議を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働き掛けに活用。 ・「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」の活動の支援、「国際的財産保護フォーラム(IIPPF)」による官民合同ミッションへの参加。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				総務省	海賊版対策の実効性の強化に向け、関係団体、関係企業等と連携し、ASEANにおける政府機関とのネットワーク強化等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				財務省	税関当局間協議等により、侵害発生国・地域での海賊版の水際対策強化を要請。	引き続き、左記の取組を実施。
				外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	引き続き、左記の取組を実施。

再掲	○	海外展開を支える国内の環境整備	J-LOP事業などこれまでの海外展開事業等を通じて蓄積された知見を踏まえ、海外展開を考えている企業等への助言・情報提供を通じ、海外展開を促進する。(短期・中期)	経済産業省	121に記載
			中小制作会社等の海外展開促進に向け、最適な資金調達手法の確立を目指し弁護士・会計士による資金調達のサポートに係る検証事業を実施し、相手国の関連法制や、資金調達にあたってのビークル(組織体)の選択、スキームの構築、契約における留意点等を明確にする。検証事業で得られた成果に基づき、広くそのノウハウの共有を図る。(短期・中期)	経済産業省	138に記載
			中小制作会社・クリエイター等への資金供給を図り多様な映像コンテンツの制作機会を担保するため、官民ファンドの活用等により、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討する。(短期・中期)	内閣府 関係府省	138に記載
144	○	撮影環境の改善に向けた取組	我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的とし、官民及び有識者を集めた連絡会議を設置し、ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有、許認可取得にあたっての優良事例の整理とノウハウの共有化等を実施する。また、連絡会議と並行して、具体的に国内外の作品を対象とし、ロケーション支援の実証を行うとともに、これを通じて、支援フローの構築を図る。(短期・中期)	内閣府 関係府省	我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的とし、官民及び有識者を集めた連絡会議を設置し、ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有、許認可取得にあたっての優良事例の整理とノウハウの共有化等を実施する。また、連絡会議と並行して、具体的に国内外の作品を対象とし、ロケーション支援の実証を行うとともに、これを通じて、支援フローの構築を図る。 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

145	○	海外作品の誘致の強化	諸外国の海外作品誘致に関する制度・経済波及効果等の調査を実施するとともに、海外製作者に魅力のある都市部における撮影環境の現状及び海外製作者のロケ受け入れに係る諸課題の整理を行う。(短期・中期)	内閣府	諸外国の海外作品誘致に関する制度・経済波及効果等の調査を実施するとともに、海外製作者に魅力のある都市部における撮影環境の現状及び海外製作者のロケ受け入れに係る諸課題を整理。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			関係府省			
			映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信をさらに強化する。(短期・中期)	文部科学省	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、日本各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、引き続き国内外へ発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			インバウンド観光促進の観点から、地域の観光資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力が発信されるよう、海外メディアの招へいを行う。また、インバウンド促進に資する海外の映像作品の誘致を視野に入れた海外製作者向けロケハン支援の在り方を検討する。(短期・中期)	国土交通省	インバウンド観光促進の観点から、地域の観光資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力が発信されるよう、海外メディアの招へいを行う。また、インバウンド促進に資する海外の映像作品の誘致を視野に入れた海外製作者向けロケハン支援の在り方を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
146	○	映像コンテンツを活用した地域振興等の促進	ロケ受け入れを契機とした観光地域づくりやシティプロモーションを支援するため、ロケツーリズムに取り組む全国各地をネットワーク化し、ロケ誘致から観光客向けの情報発信までのノウハウのマニュアル作成を支援する。(短期・中期)	国土交通省	ロケ受け入れを契機とした観光地域づくりやシティプロモーションを支援するため、ロケツーリズムに取り組む全国各地をネットワーク化し、ロケ誘致から観光客向けの情報発信までのノウハウのマニュアル作成の支援を実施。	左記の状況を踏まえつつ、引き続き必要な支援を実施。

項目番号	2017本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
3. デジタルアーカイブの構築								
147	○	産学官でのデジタルアーカイブのフォーラムの開催	2017年度中に、デジタルアーカイブの構築等の推進やアーカイブの利活用促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。また、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、国立国会図書館を含む分野を横断した関係者を集めた協議会を開催し、評価の仕組みの検討を始めとするデジタルアーカイブ構築に係る課題やアーカイブの利活用促進に係る課題、その人材育成等の取組推進策の検討を行う。(短期)	内閣府	産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を実施。また、分野を横断した関係者を集めた協議会を開催し、評価の仕組等のデジタルアーカイブの構築及びその利活用促進に係る課題等の取組推進策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
				国立国会図書館				
				文部科学省				
				総務省				
				経済産業省				
				関係府省				
148	○	デジタルアーカイブ推進のための工程表の作成	我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していく取組を各分野で行っていくため、2017年度中に、工程表を作成し、その工程表を関係者間において共有する。(短期)	国立国会図書館	内閣府が主催するフォーラムや協議会に参加し、工程表の作成に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
				内閣府				
				関係府省				

149	○	国の統合ポータル構築	我が国における分野横断型の統合ポータル構築のため、2017年度中に、国立国会図書館サーチと、各分野のつなぎ役が運用している主要アーカイブとの連携展開に向けてのメタデータレベルでのアーカイブ連携を調整・検討する。特に、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインにおいては、外部連携インターフェース(API)連携の実現に向け取組を加速化する。他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を継続し、統合ポータルの構築に向けて、国立国会図書館とつなぎ役の先行事例となる特定分野又は地方におけるポータルサイトの整備のための取組を進める。(短期・中期)	国立国会図書館	国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとのAPI連携を実現。また、統合ポータルの構築に向けて、他分野のアーカイブとの連携調整を開始。	統合ポータルの構築に向けたアーカイブ連携の調整を継続。連携が困難なところは継続して連携に係る課題と対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、主要アーカイブとの連携の実現に向けた取組を実施。それ以外のアーカイブとの連携についても、引き続き調整。
			文部科学省	文化財分野については、国立国会図書館サーチとのAPI連携の実現に向けて具体的な連携方針を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			総務省	放送番組センター及びNHKと連携をとりながら、放送コンテンツ分野のアーカイブと国立国会図書館サーチを含む他のアーカイブとの連携について、連携のための課題抽出などについて検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			国立国会図書館	「ジャパンサーチ(仮称)」の構築に向けた課題抽出と機能要件を検討。	「ジャパンサーチ(仮称)」の基本設計・詳細設計等の具体化に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
150	○	国の各アーカイブ機関におけるガイドラインの順守	国の各アーカイブ機関においては、2020年までに「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を順守する形でメタデータのオープン化とその利用条件の表示等を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	国立国会図書館作成の書誌データ等のオープン化とその利用条件の表示に向けた課題と対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、実現可能なものから、オープン化とその利用条件の表示に取り組み、利活用しやすい環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省	ガイドラインを踏まえ、必要な取り組みを検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			関係府省	ガイドラインを踏まえ、必要な取り組みを検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

151	○	利活用の推進のための連携	デジタルアーカイブ間の連携の意義を周知するため、フォーラム等を通じ、集約・共有されたコンテンツ及びメタデータの活用事例や連携の効果を示す事例の収集及び共有化を図るとともに、利活用推進のための具体的課題、対応策を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)	国立国会図書館	フォーラムや協議会を通じ、コンテンツ及びメタデータ等の活用事例や連携の効果を示す事例の収集・共有化を行い、アーカイブの利活用推進のための具体的課題、対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
				内閣府				
				関係府省				
152	○	地方におけるアーカイブ連携の促進	自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウドやふるさとデジタル図書館などの取組を通じ、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツの収集や利活用を促進する。(短期・中期)	総務省	公共クラウドやふるさとデジタル図書館における登録情報の充実や更新、利活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			地方におけるアーカイブの構築と連携促進のため、フォーラム等を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討する。(短期・中期)	国立国会図書館	フォーラムや協議会を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を整理し、連携の実現に向けた関係各所への働きかけを実施。必要に応じて課題等の検討を継続実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				内閣府				
				関係府省				

153	○	分野ごとのつなぎ役による取組と支援	書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター(日本放送協会(NHK)と民放局両方のコンテンツを取り扱う。)及びNHK(NHKのコンテンツを取り扱う。)、映画、ゲーム、アニメーションなどのメディア芸術分野は文化庁及び経済産業省、文化財については文化庁において、それぞれがつなぎ役として、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。(短期・中期)	内閣府	各分野における取り組みの実施状況を踏まえ、必要に応じて、適切な対応を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				国立国会図書館	書籍等分野において、国立国会図書館サーチの連携拡張に係る実施計画に基づき、各図書館等のデジタルアーカイブとの連携強化を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	メディア芸術データベース、文化遺産オンラインにおいて、既に運用されているメタデータ形式に基づき、デジタル化の推進、データの集約等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				総務省	放送番組センター及びNHKと連携をとりながら、放送コンテンツ分野のアーカイブのデジタル化について、必要な検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	既に運用されているメタデータ形式に基づき、映画、ゲーム、アニメーション等の分野の業界との連携を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

154	○	分野ごとのつなぎ役による取組と支援	2017年度中に、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討する。(短期・中期)	内閣府	各分野における取り組みの実施状況を踏まえ、必要に応じて、担当府省の取り組みを支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				国立国会図書館	書籍等分野におけるつなぎ役として、内閣府の取組に協力し、必要な検討・情報提供を行う。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省	メディア芸術分野の新たな創造の促進と各拠点間における協力関係の構築を目指し、産・学・館(官)の連携・協力によりメディア芸術分野において必要とされる連携共同事業等を実施。また、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				関係府省	必要に応じ、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
155	○	分野横断の取組	「明治150年」を契機として、明治期に関する文書、写真などの資料についてデジタルアーカイブ化を推進する。(短期)	内閣官房	明治期に関する歴史的な文書、写真等の資料のデジタルアーカイブ化に取り組む関係府省と連携し、インターネットで公開・展示する等の取組を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				関係府省			

156	○	書籍等分野	コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。(短期)	国立国会図書館	資料デジタル化に関する研修を実施。また、ホームページでの情報提供のほか、文部科学省等と協力し、アーカイブ構築等に関する情報の共有を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省	国立国会図書館と協力し、資料のデジタル化に関する研修を実施。また、図書館業務に関するその他研修を利用した情報提供の実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与やAPIを付した形での公開を支援するための助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期)	国立国会図書館	公共・大学図書館等に対して国立国会図書館サーチとの連携に必要な技術的な情報をホームページ等を通じて提供。また、文部科学省等と協力し、デジタル化等に関する情報を周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省	国立国会図書館と協力し、各種会議・研修等の場で資料のデジタル化に関する情報周知を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組むとともに、デジタル化データの利活用に向けた取組を強化する。(短期)	国立国会図書館	所蔵資料のデジタル化を継続実施。また、デジタル化データを活用した検索機能の拡張、デジタル化データの利活用のための課題を整理し、方策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

157	○	文化財分野	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)</p>	文部科学省	<p>文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定文化財の英訳を推進。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
			<p>全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化など、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。(短期)</p>	文部科学省	<p>全国博物館長会議等において、文化遺産オンラインについての情報提供を実施し、オンラインへの登録・画像の提供等を依頼。また、デジタルアーカイブ化と利活用促進の具体策については、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会における検討に協力し、検討結果に応じて必要な推進方策を検討。</p>	<p>左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
			<p>文化財のデジタルアーカイブを活用して海外からのインバウンド獲得につなげるため、最新の技術を用いてデジタルアーカイブを表現し、インバウンド獲得に向けた取組について、検討を行う。(短期)</p>	<p>文部科学省</p> <p>国土交通省</p>	<p>VR等の最新技術を利用した文化財の観光活用等を図るため、VR等を利用する際の課題や方法等の検討を行う関係者による会議を開催。</p>	<p>左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	

158	○	メディア芸術等分野	産・学・館(官)による連携促進事業の実施、メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期)	文部科学省	我が国でこれまで創造されてきたメディア芸術作品を保存・活用するために必要な基盤となる作品の所蔵情報等の運用・活用を行うとともに、併せて、優れた作品や散逸、劣化の危険性が高いなどの作品についての保存やその活用を図るため、各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組みへの支援を行い、相互連携を図る。 さらに、メディア芸術分野において必要とされる連携共同事業等(新領域創出、調査研究等)について、分野・領域を横断した産・学・館(官)の連携・協力により実施することにより、恒常的にメディア芸術分野の文化資源の運用・展開を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムのデジタルアーカイブ化と利活用の促進に向けた取組みを強化する。(短期)	文部科学省	映画フィルムを長期にわたって安全に保全するとともに、運用面での利便性を考慮するために、著作権等の処理が必要でない作品、著作権者の承諾を得た作品に限り、テレシネ等によるデジタルマスターの作成を行っているほか、劣化や損傷が見られる映画フィルムについてデジタル技術を活用した復元を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。(短期)	文部科学省	関係機関や有識者からなる文化関係資料のアーカイブに関する検討会を開催し、各分野の特性に応じた保存全般にわたる事項について検討するとともに、調査研究、シンポジウムの開催等を行う。 また関係機関の連携体制を構築・検討し、目録の作成・公開を行うとともに、目録・資料のデジタル化を試行的に実施。 さらに分野全体のアーカイブの構築・運営や共同利用の促進等を行うための中核となる拠点形成を支援し、分野間における各機関等のネットワーク化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

159	○	放送コンテンツ分野	放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)	総務省	放送番組センター及びNHKによる利活用の状況を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。		
160	○	オープン化の促進	「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の普及を進め、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示、メタデータ及びコンテンツの流通促進を支援する取組を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	ガイドラインの普及に向けて、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示、メタデータ及びコンテンツの流通促進を支援する取組について、検討を行う。実現可能なものから取組を実施。	左記の検討・実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				内閣府			
				関係府省			
161	○	アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備	美術館等が展示する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、「推進計画2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	美術館等が展示する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な措置を実施。	

再掲	○	利活用の促進のための周辺環境の整備	権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。併せて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施する。(短期・中期)	文部科学省	13に記載		
				経済産業省			
162			デジタルコンテンツの利活用を促進するため、国際標準化機関(ISO)における技術委員会TC46の国内委員会におけるデジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の国際標準化に対する取組等を推進する。(短期・中期)	経済産業省	2016年度に実施したISO/TC46におけるデジタルコンテンツ二次利用を促進するための権利表示に関する国際標準化提案に基づき、その審議を推進。	左記標準文書を国際規格として制定。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

163	○	アーカイブ関連人材の育成	<p>これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム、研修開催などの取組を実施する。(短期・中期)</p>	<p>国立国会図書館</p> <p>資料デジタル化研修及びデジタル化等に関する情報提供の実施に加え、デジタルアーカイブの必要性・重要性を広く周知するためのイベントを開催。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>文部科学省</p> <p>美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの取組を広めるためのシンポジウムを開催。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
			<p>総務省</p> <p>デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、デジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向け、各機関の職員の能力開発に資する取組を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
			<p>文部科学省</p> <p>デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、文部科学省令改正(平成21年文部科学省令第21号及び同第22号)により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実するよう促す。(短期・中期)</p>	<p>新カリキュラムに基づき実施される司書・学芸員資格養成課程等について、各大学等機関において適切に実施されるよう、必要な支援を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>